

平成29年10月18日から
平成29年10月19日まで

平成28年度標茶町各会計
決算審査特別委員会記録

於 標茶町役場議場

平成28年度標茶町各会計決算審査特別委員会記録目次

第 1 号 (10月18日)

開会の宣告	3
委員長の互選	3
副委員長の互選	4
付議事件	
認定第1号 平成28年度標茶町一般会計決算認定について	5
認定第2号 平成28年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計 決算認定について	5
認定第3号 平成28年度標茶町下水道事業特別会計決算認定について	5
認定第4号 平成28年度標茶町介護保険事業特別会計決算認定について	5
認定第5号 平成28年度標茶町後期高齢者医療特別会計決算認定について	5
認定第6号 平成28年度標茶町病院事業会計決算認定について	5
認定第7号 平成28年度標茶町上水道事業会計決算認定について	5
決算審査意見書補足説明について	32
内容質疑	39
散会の宣告	48

第 2 号 (10月19日)

開議の宣告	53
付議事件	
認定第1号 平成28年度標茶町一般会計決算認定について	53
認定第2号 平成28年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計 決算認定について	53
認定第3号 平成28年度標茶町下水道事業特別会計決算認定について	53
認定第4号 平成28年度標茶町介護保険事業特別会計決算認定について	53
認定第5号 平成28年度標茶町後期高齢者医療特別会計決算認定について	53
認定第6号 平成28年度標茶町病院事業会計決算認定について	53
認定第7号 平成28年度標茶町上水道事業会計決算認定について	53
総括質疑	
櫻井一隆君	67
渡邊定之君	72
本多耕平君	75
深見迪君	88
閉会の宣告	95

平成28年度標茶町各会計決算審査特別委員会記録

○議事日程（第1号）

平成29年10月18日（水曜日） 午前10時02分 開会

付議事件

- 認定第 1号 平成28年度標茶町一般会計決算
- 認定第 2号 平成28年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計決算
- 認定第 3号 平成28年度標茶町下水道事業特別会計決算
- 認定第 4号 平成28年度標茶町介護保険事業特別会計決算
- 認定第 5号 平成28年度標茶町後期高齢者医療特別会計決算
- 認定第 6号 平成28年度標茶町病院事業会計決算
- 認定第 7号 平成28年度標茶町上水道事業会計決算

○出席委員（11名）

委員長	黒 沼 俊 幸 君	副委員長	深 見 迪 君
委員	櫻 井 一 隆 君	委員	後 藤 勲 君
〃	熊 谷 善 行 君	〃	松 下 哲 也 君
〃	渡 邊 定 之 君	〃	鈴 木 裕 美 君
〃	平 川 昌 昭 君	〃	本 多 耕 平 君
〃	菊 地 誠 道 君		

○欠席委員（0名）

○その他の出席者

議 長 館 田 賢 治 君

○委員会条例第19条の規定により説明のため出席した人

町 長	池 田 裕 二 君
副 町 長	森 山 豊 君
総 務 課 長	牛 崎 康 人 君
企画財政課長	高 橋 則 義 君
税 務 課 長	武 山 正 浩 君
管 理 課 長	相 原 一 久 君
住 民 課 長	松 本 修 君

保健福祉課長	伊藤順司君
農林課長	村山裕次君
農林課参事	柴洋志君
育成牧場長	類瀬光信君
水道課長	細川充洋君
建設課長	狩野克則君
事業推進室長	常陸勝敏君
病院事務長	山澤正宏君
やすらぎ園長	中村義人君
教育長	島田哲男君
教委管理課長	穂刈武人君
指導室長	蠣崎浩一君
社会教育課長	伊藤正明君
農委事務局長	相撲浩信君
監査委員	田中俊彦君
監査委員	川村多美男君
会計管理者	
兼出納室長	飯島猛美君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	佐藤弘幸君
議事係長	小野寺一信君

(議長 館田賢治君委員長席に着く)

◎開会の宣告

○議長(館田賢治君) ただいまから平成28年度標茶町各会計決算審査特別委員会を開きます。

(午前10時02分開会)

◎委員長の互選

○議長(館田賢治君) 委員会設置後最初の委員会でありますので、委員長、副委員長の互選が必要であります。

委員長の互選は、委員会条例第9条第2項の規定により、年長の委員がその職務を行うことになっております。黒沼君が年長委員でありますので、黒沼君に委員長互選の職務をお願いいたします。

休憩いたします。

休憩 午前10時03分

再開 午前10時04分

(年長委員 黒沼俊幸君委員長席に着く)

○年長委員(黒沼俊幸君) 休憩前に引き続き委員会を開きます。

ただいまの出席委員11名、欠席なしであります。

これより委員会条例第8条第2項の規定により、委員長の互選を行います。

互選の方法について発言を求めます。

菊地委員。

○委員(菊地誠道君) 委員長の互選については、指名推選とし、私から指名することでお諮りを願います。

○年長委員(黒沼俊幸君) ただいま菊地委員から指名推選の発言がありました。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○年長委員(黒沼俊幸君) ご異議ないものと認めます。

よって、委員長の互選は、菊地委員からの指名推選に決定いたしました。

菊地委員。

○委員(菊地誠道君) 委員長には黒沼君を推薦いたしますので、よろしくお取り計らい

を願います。

○年長委員（黒沼俊幸君） ただいま菊地委員から、委員長に黒沼の指名がありました。
これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○年長委員（黒沼俊幸君） ご異議ないものと認めます。
よって、委員長には黒沼が当選いたしました。

◎副委員長の互選

○委員長（黒沼俊幸君） 続いて、副委員長の互選を行います。
互選の方法について発言を求めます。

菊地君。

○委員（菊地誠道君） 副委員長の互選については、指名推選とし、私から指名すること
でお諮りを願います。

○委員長（黒沼俊幸君） ただいま菊地委員から指名推選の発言がありました。
これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（黒沼俊幸君） ご異議ないものと認めます。
よって、副委員長の互選は、菊地委員からの指名推選に決定いたしました。
菊地委員。

○委員（菊地誠道君） 副委員長には深見君を推薦いたしますので、よろしくお取り計ら
いを願います。

○委員長（黒沼俊幸君） ただいま菊地委員から、副委員長に深見委員の指名がありまし
た。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（黒沼俊幸君） ご異議ないものと認めます。
よって、副委員長には深見委員が当選いたしました。
休憩いたします。

休憩 午前10時06分

再開 午前10時07分

○委員長（黒沼俊幸君） 休憩前に引き続き委員会を開きます。

◎認定第1号ないし認定第7号

○委員長（黒沼俊幸君） 本委員会に付託を受けました認定第1号、認定第2号、認定第3号、認定第4号、認定第5号、認定第6号、認定第7号を一括議題といたします。

認定7案について説明を求めます。

企画財政課長・高橋君。

○企画財政課長（高橋則義君）（登壇） 初めに、認定第1号から第5号までの平成28年度標茶町一般会計と、4特別会計の決算概要についてご説明いたします。

まず、本町を取り巻く経済情勢ですが、長引くデフレからの脱却と日本経済の再生への道を歩み始めたと言われており、さらに地方創生の深化と一億総活躍社会の実現により人口減少対策等の課題解決を図り、成長力の底上げを目指す方針でしたが、北海道では一部の都市部を除き依然として厳しい状況下に置かれ、光熱費の高騰、高齢社会を背景とする財政需要の増大なども地方財政を圧迫する一因となっております。

このような情勢の中、町民の皆さんのご理解とご協力をいただき、関係団体のご支援と連携のもとに、協働のまちづくりに向けた施策を着実に実行してまいりました。

次に、財政を取り巻く状況ですが、ご案内のとおり、本町財政における歳入構造は国、道への依存が引き続き顕著であり、その依存財源の主であります地方交付税については、トップランナー方式の導入など、総枠で減少しており、今後の不確定要素含みとなっております。歳出におきましては、物件費や扶助費の増高、他会計への繰り出し、山積する行政課題など、総じて本町財政は予断を許さない状況にあります。このようなことから、将来に向けた持続可能な健全で安定した財政経営を目指し、引き続いての行財政改革を推し進め、民間力の活用や無駄、無理、むらを省く取り組みなどを行ってまいりました。

それぞれの決算数値等の詳細については、後ほど資料によりご説明いたしますが、一般会計の歳入決算額は118億1,356万4,388円、歳出決算額は116億5,641万7,985円、歳入歳出差し引き1億5,714万6,403円で決算を終えました。

なお、歳入のうち町税については、課税客体の的確な捕捉、収納対策の積極的な取り組みを、納税者皆様のご理解を求めながら対応してまいりました。現年、滞納繰り越し合わせた収納率は93.6%と、対前年度比0.3ポイントの増となっております。

歳出については、当初予算可決後、12回の補正予算のご審議をいただき、施策の具体化を図ってまいりました。平成28年度の主要財政指標については、財政力指数が0.197と対前年度比0.006ポイントの増加、経常収支比率では84.6%で対前年度比2.9ポイントの増と

なっております。実質公債費比率は10.0%で0.3ポイントの減、将来負担比率は20.9%で7.0ポイントの減と前年度より改善しております。

後ほど詳細の報告をいたしますが、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく4比率については、全て早期健全化基準以下となっております。

それでは、認定第1号から第5号にかかわる決算資料、歳入歳出決算に係る主要な施策の成果、その他予算執行の実績報告書、基金の運用状況、財産に関する調書、健全化判断比率報告書及び認定第3号、第6号、第7号にかかわる資金不足比率報告書についてご説明申し上げます。

決算資料の1ページをお開きください。

各会計歳入歳出決算総括表ですが、一般会計の歳入決算額118億1,356万4,388円、歳出決算額は116億5,641万7,985円、歳入歳出差し引き1億5,714万6,403円となりました。

国民健康保険事業事業勘定特別会計は、歳入決算額12億6,425万1,045円、歳出決算額12億3,458万2,212円、差し引き額は2,966万8,833円となりました。

下水道事業特別会計は、歳入歳出決算額ともに5億7,133万6,625円となりました。

次に、介護保険事業特別会計ですが、初めに保険事業勘定は、歳入決算額8億7,484万2,929円、歳出決算額8億5,110万2,409円で、差し引き額は2,374万520円となり、サービス事業勘定では歳入決算額5億812万852円、歳出決算額5億807万762円で、差し引き額は5万90円となりました。

後期高齢者医療特別会計では、歳入決算額1億6万2,942円、歳出決算額は9,958万5,764円で、差し引き額は47万7,178円となりました。

一般会計と4特別会計の合計では、歳入決算額151億3,217万8,781円で、歳出決算額は149億2,109万5,757円、差し引き額は2億1,108万3,024円となりました。

平成27年度の歳出決算額と比較いたしますと、7億364万4,453円の減、率では4.5%減となりました。

次に、2ページの一般会計歳入決算内訳ですが、1款町税から20款町債までの合計で、調定額は122億278万2,103円で、収入済額は118億1,356万4,388円となり、不納欠損額は774万9,260円、収入未済額3億8,146万8,455円で、収納率は96.8%となりました。財源区分については、自主財源の比率が34.0%と対前年度比2.8ポイント高くなっております。

次に、3ページの一般会計歳出決算内訳ですが、1款議会費から15款予備費までの合計で、最終予算額124億1,748万8,000円に対して、支出済額は116億5,641万7,985円で、翌年度繰越額6億7,465万7,000円、不用額は8,641万3,015円で、執行率は93.9%です。

次に、4ページの一般会計歳出性質別決算内訳ですが、決算額は主なものについて申し

上げます。

人件費については、決算額14億699万円で、前年度対比2,076万7,000円の減、率では1.5%の減となりました。

物件費は、決算額17億290万7,000円で、前年度対比3,833万円の増、率で2.3%の増となりました。

扶助費は、決算額4億4,690万6,000円、前年度対比1,305万8,000円の増、率で3.0%の増となりました。

補助費等は、決算額23億2,040万6,000円で、前年度対比6,548万7,000円の増、率では2.9%の増となりました。

普通建設事業費は、決算額23億9,241万円で、前年度対比4億9,769万7,000円の減、率では17.2%の減となりました。

公債費は、決算額11億1,909万1,000円で、前年度対比513万4,000円の減、率では0.5%の減となりました。

積立金は、決算額10億397万3,000円で、前年度対比1億4,633万円の減、率では12.7%の減となりました。

繰出金では、決算額7億3,383万2,000円、前年度対比4,766万4,000円の減、率では6.1%の減となりました。

次に、5ページから7ページについては、ただいま説明した歳入と歳出及び歳出の性質別であり、平成24年度を基準とした趨勢比較となっておりますが、説明につきましては省略いたします。

次に、8ページ、国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算については、歳入は、1款国民健康保険税、調定額は3億8,653万7,032円、収入済額3億3,248万6,269円、不納欠損額416万9,043円、収入未済額は4,988万1,720円で、収納率は86.0%となりました。

以下、合計で申し上げますが、調定額13億1,897万808円、収入済額は12億6,425万1,045円で、不納欠損額416万9,043円、収入未済額は5,055万720円で、収納率は95.9%となりました。

歳出については、2款保険給付費は、最終予算額7億6,899万5,000円に対し、支出済額は6億4,628万7,192円で、執行率は84.0%となりました。

1款総務費から12款予備費までの合計では、最終予算額14億3,248万5,000円に対して、支出済額は12億3,458万2,212円、不用額は1億9,790万2,788円で、執行率は86.2%となりました。

なお、本決算資料の後段13ページから15ページに添付の国民健康保険事業決算の参考資

料については、説明を省略いたします。

次に、9ページの下水道事業特別会計歳入歳出決算ですが、歳入、1款分担金及び負担金は、調定額574万5,040円、収入済額381万8,540円で、収入未済額は192万6,500円、収納率は66.5%となりました。2款使用料及び手数料は、調定額8,687万5,350円、収入済額は7,999万4,180円で、収入未済額は688万1,170円、収納率は92.1%となりました。

以下、合計で、調定額5億8,014万4,295円、収入済額は5億7,133万6,625円で、収入未済額は880万7,670円で、収納率は98.5%となりました。

歳出は、1款総務費から5款災害復旧費までの合計で、最終予算額5億8,014万4,000円に対し、支出済額5億7,133万6,625円、不用額は880万7,375円で、執行率は98.5%となりました。

次に、10ページ、介護保険事業特別会計保険事業勘定歳入歳出決算ですが、歳入、1款保険料は、調定額1億6,799万3,420円、収入済額は1億6,001万7,125円で、収入未済額は797万6,295円で、収納率は95.3%となりました。

以下、合計で、調定額8億8,281万9,224円、収入済額は8億7,484万2,929円で、収入未済額は797万6,295円で、収納率は99.1%となりました。

歳出は、2款保険給付費で、最終予算額7億8,757万3,000円に対して、支出済額は7億5,223万2,644円で、執行率は95.5%となりました。

1款総務費から7款予備費までの合計では、最終予算額9億374万5,000円に対して、支出済額8億5,110万2,409円、不用額は5,264万2,591円で、執行率は94.2%となりました。

次に、11ページ、サービス事業勘定ですが、歳入、1款サービス収入は、調定額4億2,005万8,667円、収入済額は4億1,947万9,167円で、収入未済額は57万9,500円で、収納率は99.9%となりました。

以下、合計で、調定額5億870万352円、収入済額は5億812万852円で、収入未済額は57万9,500円で、収納率は99.9%となりました。

歳出は、1款サービス事業費から3款予備費までの合計で、最終予算額5億4,302万1,000円に対して、支出済額5億807万762円、不用額は3,495万238円で、執行率は93.6%となりました。

次に、12ページ、後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算ですが、歳入の1款後期高齢者医療保険料は、調定額6,733万6,771円、収入済額は6,553万160円、収入未済額は180万6,611円で、収納率は97.3%となりました。

以下、合計で、調定額1億186万9,553円、収入済額は1億6万2,942円、収入未済額は180万6,611円で、収納率は98.2%となりました。

歳出は、1款総務費から4款予備費までの合計で、最終予算額1億572万1,000円に対して、支出済額9,958万5,764円、不用額は613万5,236円で、執行率は94.2%となりました。

以上で平成28年度決算資料についての説明を終わります。

次に、標茶町の歳入歳出決算に係る主要な施策の成果、その他予算執行の実績報告書についてご説明いたします。

初めに、産業の振興ですが、酪農情勢については、主要な指標である生乳生産量は、搾乳戸数減少の影響も懸念されましたが、平成28年において2年連続で前年を上回る前年比103.6%、およそ15万6,000トンとなりました。TPPを初めとした貿易自由化交渉が不透明感を増し、生産者に不安が広がる中、将来にわたり酪農畜産業が基幹産業として地域経済を牽引し続け得るよう、平成29年度までを集中対策期間とする標茶酪農再興事業等による生産性向上のため、支援を行いました。

また、農業研修センター「しべちや農楽校」では、就農希望者、短期酪農体験者を受け入れるなど、担い手の拠点化を図りました。環境と調和した生産の実現に向け、標茶町エコヴィレッジ推進協議会の活動や、関係機関と連携しながら、家畜ふん尿の適正利用を促すとともに、家畜疾病予防対策や乳質向上の取り組みを推進いたしました。

日本型直接支払制度については、中山間地域等直接支払交付金の取り組みでは、集落協定参加334件、協定面積2万4,061ヘクタール、交付金額は3億7,508万円となり、耕作放棄地の発生抑止等の効果を上げており、同じく多面的機能支払交付金の取り組みとして、46の個人等が参加し、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮に効果を上げています。

育成牧場では粗飼料の確保、保育施設の拡充等、目まぐるしく変動する利用動向に対応しました。

林業の振興については、造林事業の積極的な展開と林業専用道の路網整備を行いました。

なお、農林業に甚大な被害をもたらしているエゾシカの食害対策については、前年に引き続き2,000頭を超える捕獲実績を上げ、わな免許取得の促進や捕獲物の有効利用に継続して取り組んだほか、町有林植栽箇所にもエゾシカ侵入防止柵の整備を行いました。

水産業の振興については、内水面漁業の漁獲量や生産安定を図るための支援を行いました。

商工業の振興については、商工団体への支援を行うとともに、地域経済の活性化と消費者支援を目的とした取り組みへの支援と、新たな起業に対する支援により、地域循環を促進しました。

労働対策については、冬期雇用対策、生活安定対策、職業病予防対策など、労働者福祉の向上に努めました。

観光の振興については、釧路地域連携による都市部における観光物産PRや町内イベントへの支援を行うとともに、観光施設の維持管理に努めました。

次に、生活環境の整備についてですが、「安心して暮らせるまちづくり」を目指し、地域要望や計画の優先度に配慮しながら、社会資本の整備に努めました。

町道については、町内各地で整備を進め、平成28年度末道路現況では、508路線729キロメートル、改良延長397キロメートル、舗装延長369キロメートルとなり、改良率は54.5%、舗装率は50.7%となりました。

冬期の道路維持管理については、直営及び委託業者18社により525キロメートル余りの交通の確保を行うとともに、歩車道路面の凍結対策に努めました。

都市公園については、桜児童公園、駒ヶ丘公園の施設改修等を実施し、公営住宅については、磯分内団地で1棟3戸、桜南団地で2棟8戸の整備を進めました。

農業用水路については、収益事業として経営基盤強化を図るため、水道法適用の簡易水道事業移行に向けた許可申請手続を行いました。

下水道事業については、標茶終末処理場の長寿命化計画策定委託及び耐震診断委託業務を行いました。今後は、施設全体のストックマネジメントを策定し、計画的な更新と改修を行っていきます。

次に、保健福祉の充実と生活安定の確保についてであります。社会福祉を取り巻く環境が目まぐるしく変化する中、住みなれた地域で安心して暮らしていけるよう、各種保健福祉計画の着実な推進を図るとともに、保健・福祉・医療、また各関係機関・団体との連携のもと、施策の推進を図りました。

高齢者福祉については、各種福祉事業を円滑に進めました。

また、介護サービス事業については、第6期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の着実な実施に努めるとともに、各事業者の協力を得ながら「新しい総合事業」を開始し、対象となる方のスムーズな移行を図りました。

障害者福祉については、安心して暮らせる地域社会の充実を図るとともに、虐待の未然防止、早期発見に向けての支援体制の構築を行い、児童福祉については、保育の充実や子育て応援給付金、子育て応援チケットの贈呈を行い、医療費無償化については、高校生まで拡大するなど、総合的な子育て支援に努めました。さらに、子供を産み育てたいと願う夫婦の不妊治療の負担軽減のため助成を行いました。

住民の健康増進については、脳ドック検診費用を助成するとともに、国保人間ドックや総合住民健診の実施による疾病の早期発見に努めました。また、各種予防接種への費用助成を行い、感染症やがん予防対策に努めました。

町立病院の運営については、患者の立場に立った医療サービスの提供に努めました。また、持続可能な経営を目指すため、新改革プランを策定いたしました。

廃棄物の処理については、住民の協力のもと、減量化、資源化に努めるとともに、ごみ焼却施設改築工事を進め、最終処分場の造成を発注しました。また、合併処理浄化槽の設置に支援を行い、地域の生活排水処理対策を講じたほか、自然の番人宣言に基づく清掃活動等を実施しました。

安全・安心な暮らしの施策の一環として実施してきた総合防災訓練は、8月の記録的降雨により実施を見送りました。また、長期間にわたる降雨、台風11号の影響により、標茶市街地水位が氾濫注意水位を超えたため、8月21日に本町初の避難勧告を発令し、町内7カ所の避難所に744名が避難いたしました。幸いにして人的被害はありませんでしたが、周知方法や避難所運営など、課題も浮き彫りとなり、今後の訓練で解決しなければなりません。

公共施設の耐震化については、「標茶町耐震改修促進計画」に沿って進めておりますが、耐震化が進んでいない施設は引き続き改修方法を検討していきます。

交通安全運動については、関係団体や地域会等と連携し、取り組みを進めるとともに、安全なまちづくりとして各種防犯活動も積極的に進めました。

次に、教育の振興についてですが、心豊かな人間性と望ましい社会性の育成を目標に、学校、家庭、地域社会の連携を一層深め、それぞれの教育機能を有機的に関連づけられるように努めました。

学校教育については、子供一人一人の能力や可能性を見出し、みずから学ぶ意欲や判断力、表現力等の育成を重視した「知・徳・体」の調和のとれた教育の推進に努めました。

知として確かな学力の向上については、指導と評価の一体化による指導の工夫、ALTの派遣など創意ある教育課程の編成に努め、さらに町内全小中学校に配置した「実物投影機」の活用に向けた研修会を開催し、情報教育の環境整備に努めました。また、沼幌小学校と標茶中学校、塘路小中学校を研究指定校とし、学校教育の充実を図りました。

徳として豊かな心を育てる教育では、道徳教育の充実に努め、不登校・いじめ防止にかかわる「一学校一運動」の取り組みを推進しました。

体として心身ともに健康な生活を送るための基盤づくりとして、健康教育の推進を図るとともに、各種定期検診等を行い、疾病、事故の予防に努めました。

特別支援教育については、標茶小学校に5名、標茶中学校に2名の特別支援教育支援員を配置し、また、校内委員会等が十分機能する体制づくりや特別支援教育連絡協議会の事業を通じての指導力の向上に努めました。

教職員の多忙化に対する取り組みは、教職員が子供と向き合える時間を確保し、一人一人が持っている力を発揮できる環境を整えていくため、重点取り組み項目を設定し、学校現場の実態に応じた業務改善を初めとする取り組みを継続するとともに、効果的な事例の情報提供を行い、教職員の多忙化の解消に努めました。

通学路等の安全確保については、交通安全教室を開催するとともに、通学路安全マップを作成し、安全確保の充実に努めました。

学校施設の整備については、虹別小学校、沼幌小学校及び標茶中学校の屋体非構造部材耐震改修工事を行いました。このほか、基金により学校施設の維持管理に努めました。

学校給食については、食中毒防止のため徹底した衛生管理を図り、ふるさと給食など、地場産品利用を図り、より安全・安心で栄養バランスのとれた献立に努めました。

遠距離通学については、16路線のスクールバス運行により通学の確保を図り、また、スクールバス2台の更新を行いました。

社会教育については、幼少年から高齢者までの各世代にわたり、学習機会の提供や地域課題に即した学習支援を展開し、学習成果が日常生活や地域づくりに生かされるよう努めました。

幼少年教育については、「しべちゃアドベンチャースクール」「子どもの夢を育てるまつり」等を開催し、また、家庭教育支援として、親子ふれあい体操の推進と各公民館において親子を対象とした各事業を開催し、家庭と地域の教育力の向上に努めました。

青年教育については、「成人式前夜祭」をみずから企画する活動機会として提供し、仲間づくりや青年の社会的役割の自覚を促すよう働きかけました。

成人教育については、公民館事業を中心とし、地域課題解決のための学習や各種教室、講座の開催を行いました。また、女性の活動では、女性のつどいなど、多彩な活動が展開されております。

高齢者教育については、6館共同事業による相互交流を図るとともに、たんちょう大学など高齢者が生きがいを持って社会参加ができる環境づくりに努めました。

文化の振興については、認定団体、実行委員会の自主的活動の支援を行うとともに、文化講演会、文化バスの運行など、機会充実に努めました。

スポーツの振興については、各スポーツ団体の活動支援を図るとともに、広報「スポーツしべちゃ」による情報発信に努めました。また、健康づくり運動指導員と保健部門との連携を通じた健康づくりや健康増進に取り組みました。

図書館については、図書館資料の充実に努めるとともに、「標茶町子どもの読書活動推進計画」に基づき、読書習慣の定着に努めました。また、移動図書館バスの運行や、26カ

所の配本所の設置、個人宅の巡回など、きめ細やかなサービスの充実に努めました。

郷土館については、館外の移動展示に力を注ぐほか、多様な学習要望に対応するよう努めるとともに、貴重な動植物の学術調査を行いました。また、郷土館機能の移転予定施設の改修事業に向けた実施設計を行いました。

次に、地域活動の振興については、地域の特性や魅力を生かしながら、個性ある自立したまちづくりの構築に向けて、地域力向上のため支援措置を講じるとともに、地域との連携のもと、よりよい地域づくりに努めました。

次に、11ページからの予算執行の実績については、主なものの説明をいたします。

2款総務費ですが、町有施設の整備では、決算額8,758万2,000円、執行率はおおむね100%であり、施設の長寿命化を図りました。

町営バス運行では、決算額5,295万9,000円、執行率は99.8%であり、6路線の運行により地域交通の確保を図りました。

地域振興事業では、決算額1,600万円、執行率は98.1%であり、地域文化振興事業による人材育成、自主的な自治会活動を支援する地域振興事業、自治会振興事業を通じコミュニティの形成に努めました。

次に、3款民生費ですが、社会福祉の増進では決算額2億678万4,000円、執行率は99.9%であり、社会福祉協議会を初めとする各団体への支援により自主活動の向上を図り、ほっとらいふ制度として低所得者世帯の生活支援を行いました。また、国民健康保険事業特別会計へ1億3,043万4,000円を繰り出し、被保険者の負担軽減と会計の安定化を図りました。

高齢者福祉の増進では、決算額2,424万5,000円、執行率98.0%であり、1、敬老会助成から13、徘徊高齢者等位置情報検索システムの運営までの事業を実施し、記載の成果をおさめました。

心身障害者福祉の向上では、決算額3億50万3,000円、執行率は99.9%であり、1、福祉団体活動費助成から14、重度心身障害者医療費助成までの事業を実施し、自立支援と社会参加の促進等を図りました。

介護保険事業では、決算額2億4,331万8,000円で、特別会計保険事業勘定へ1億5,517万7,000円、サービス事業勘定へ8,814万1,000円を繰り出し、事業の円滑な推進を図りました。

17ページの児童福祉の増進では、決算額4,906万8,000円、執行率は98.5%で、1、学童保育所の運営から7、子育て応援給付金までの事業を実施し、記載の成果をおさめました。

次に、4款衛生費ですが、保健衛生及び予防対策では、決算額5,068万円、執行率は

98.7%であり、20ページの10、予防事業では感染症予防のため各種予防接種費用の助成を行いました。

病院事業会計補助金では、負担金4億477万3,000円、補助金1億250万円を支出し、医療供給体制の充実と会計の安定を図りました。

清掃事業では、決算額5,699万4,000円で、一部事務組合である川上郡衛生処理組合の運営費を負担し、じんかい処理事業では、決算額7億3,354万9,000円で、クリーンセンターの維持管理及び一般廃棄物の収集委託により廃棄物の適正処理に努め、また、ごみ焼却施設改築工事と最終処分場建設のため、業務の発注をしました。

次に、5款労働費では、勤労者会館の運営、冬期雇用対策、職業病対策の各事業を行い、記載の成果をおさめました。

次に、6款農林水産業費ですが、農業基盤の整備では、決算額3億7,853万2,000円、執行率は90.8%であり、農道5本の整備や道営土地改良事業により、農業基盤、生産基盤の整備が促進されました。

農業経営の振興では、決算額5億6,622万6,000円、執行率は74.9%であり、新規就農者支援事業により就農研修、営農の安定化に寄与し、中山間地域等直接支払交付金事業により農村の持つ多面的機能の維持が図られ、標茶酪農再興事業により足腰の強い酪農経営の維持、確立が図られるなど、記載のとおり成果をおさめました。

育成牧場運営事業では、決算額5億1,143万1,000円、執行率は99.8%であり、育成と哺育の受託による酪農経営の安定と後継牛の確保に貢献しました。

26ページの林業の振興では、決算額1億5,705万2,000円、執行率は99.5%であり、1、有害鳥獣駆除事業から10、林業センター改修事業の展開により記載の成果が得られ、特に有害鳥獣駆除では、エゾシカの個体数削減に積極的に取り組んでおります。

水産業の振興では、決算額322万9,000円で、漁業協同組合に支援を行い、内水面漁業活動の振興と安定化を図りました。

次に、7款商工費、商工業の振興については、決算額2億1,053万8,000円、執行率は99.8%であり、施策の成果では、中小企業への低利の融資及び保証料補助、利子補給補助を行うとともに、買い物不便地域への出前商店街や、うまいもん発見市場、SL乗客案内事業などを行い、地域経済の活性化と地域内消費の拡大を図りました。

観光の振興では、決算額2,583万5,000円で、産業まつりへの支援、観光PR事業や施設の維持管理に努めました。

次に、8款土木費ですが、町道の整備では、決算額5億2,971万8,000円、執行率はおおむね100%であり、虹別17号線防雪柵の新設、標茶中茶安別線等の整備を行うとともに、

補修工事、冬期の除排雪対策を行い、交通の確保と利便性の向上に努めました。

都市公園整備事業では、決算額5,705万3,000円、執行率は99.7%であり、各公園の維持管理に努めるとともに、駒ヶ丘公園、桜児童公園の施設改修、更新工事などを行い、利便性の向上を図りました。

町営住宅建設事業では、決算額2億1,925万7,000円で、磯分内団地、桜南団地の建てかえ整備を行いました。

9款消防費では、一部事務組合であります釧路北部消防事務組合に対する負担を行うとともに、避難所への非常用自家発電機の整備を行うなど、防災対策の充実に努めました。

10款教育費ですが、小学校教育では、決算額6,185万7,000円、執行率は97.2%で、施策の成果では、虹別小学校、沼幌小学校の屋体非構造部材耐震改修工事やスクールバスの更新などを行い、教育環境及び安全性の向上を図るとともに、父母負担の軽減、特別支援教育の推進などを行い、記載の成果をおさめました。

30ページ、中学校教育では、決算額3,582万5,000円、執行率は82.2%であり、施策の成果では、標茶中学校の屋体非構造部材耐震改修工事やALTの派遣、中体連運営費の助成などを行い、教育振興の増進を図るとともに、小学校教育と同じく、父母負担軽減、特別支援教育の推進等を行い、記載の成果をおさめました。

31ページ、社会教育では、決算額653万2,000円、1、幼少年教育から7、町民憲章の啓蒙書道展まで、34、35ページの保健体育の振興では、決算額1,103万2,000円で、1、体育団体育成支援から8、標茶水泳プール配管改修まで、それぞれ記載のとおり成果を得ました。

学校教育施設整備ですが、決算額3,798万6,000円で、教育施設、教育環境の充実に努めました。

11款災害復旧費ですが、道路・橋りょう災害復旧では決算額8,215万4,000円、農業用施設災害復旧では決算額2,877万7,000円で、それぞれ迅速な復旧工事に努めました。

13款諸支出金、下水道事業の決算額は3億1,679万1,000円で、特別会計への助成を行い、記載の成果をおさめました。

以上が平成28年度歳入歳出決算に係る主要な施策の成果、その他予算執行の実績報告書の内容説明であります。

次に、平成28年度基金の運用状況についてのご説明をいたします。

1ページ、育英資金貸付基金の運用状況調書ですが、基金の額は3,233万500円で、本年度運用状況については、貸付金返済は20件で241万5,600円、貸し付けは新規1件、継続2件で合わせて84万円となっており、本年度末現在高は、現金または預金で1,954万500円、

貸し付けで29件1,279万円となっております。

次に、2ページ、農林漁業振興資金貸付基金の運用状況ですが、繰り出しによる基金の額は930万円で、貸し付け及び返済の件数は1件、金額はともに930万円で、利子収入は21万969円です。

3ページ、医療資金貸付基金の運用状況ですが、基金の額は300万円で、当該年度の運用実績はありませんでした。

次に、4ページ、土地開発基金の運用状況調書ですが、基金の前年度末現在高は3億1,626万978円で、本年度運用状況については、利子積み立てが9,189円、土地取得1,308万1,640円で、本年度末現在高の内訳は、現金または預金で1億4,630万9,230円、土地では1億6,996万937円となっております。

次に、平成28年度財産に関する調書についてご説明いたします。

1ページの総括です。

公有財産、(1)、土地及び建物ですが、決算年度中に増減のあった項目のみ申し上げます。

初めに、土地については、公共用財産、学校で1万8,033平方メートルの減、その他の施設で9万4,570平方メートルの増、山林で331平方メートルの増、その他で1万5,043平方メートルの増、合計で9万1,911平方メートルの増となり、決算年度末現在高は9,713万9,476平方メートルとなりました。

建物については、延べ面積計で申し上げますが、公営住宅で326平方メートルの増、その他で351平方メートルの減、合計で25平方メートルの減となり、決算年度末現在高は14万3,536平方メートルとなりました。

次に、(2)、山林ですが、所有面積で331平方メートルの増、決算年度末現在高合計では3,687万6,992平方メートルとなり、立木の推定蓄積量では所有量で2万4,853立方メートルの増、分収林で797立方メートルの増、合計で2万5,650立方メートルの増となり、決算年度末現在高は72万7,260立方メートルとなりました。

次に、(3)、有価証券ですが、決算年度中の増減はなく、決算年度末現在高は1,834万円です。

次に、2ページ、(4)、出資による権利についても、決算年度中の増減はなく、決算年度末現在高合計は4,418万3,500円となっております。

次に、3ページ、物品ですが、増減のあった区分のみ申し上げます。

1、乗用車は2台の減、2、バンは1台の増、5、バスは1台の増、6、スクールバスは1台の減、9、軽四輪車は4台の増、11、ワゴン車は1台の増、41、ミキシングフィー

ダー1台の増で、合計では5台増の合計242台となっております。

次に、4ページ、基金についてであります。

(1)、育英資金貸付基金については、決算年度中の増減はなく、決算年度末現在高は3,233万500円となりました。

(2)、財政調整基金については、元金積み立て4億8,617万7,000円と利子積み立て3万3,515円から取り崩し5億円との差し引き1,378万9,485円が決算年度中に減額となり、決算年度末現在高は17億9,370万1,787円となりました。

(3)、土地開発基金については、不動産、土地で2,472平方メートルが決算年度中に増となり、決算年度末現在高は3万2,767平方メートルとなりました。現金については、利子積み立て9,189円と土地取得1,308万1,640円との差し引き1,307万2,451円が決算年度中に減額となり、決算年度末現在高は1億4,630万9,230円となりました。

(4)、医療資金貸付基金については、決算年度中の増減はなく、決算年度末現在高は300万円となっております。

(5)、国民健康保険財政調整基金についても増減はなく、決算年度末現在高は10万399円です。

(6)、減債基金については、元金積み立て3億7,515万5,000円と利子積み立て1万4,136円から取り崩し2億8,160万円との差し引き9,356万9,136円が決算年度中に増加し、決算年度末現在高は7億6,270万5,577円となりました。

(7)、福祉基金については、利子積み立て4,241円から取り崩し522万4,000円との差し引き521万9,759円が決算年度中に減額となり、決算年度末現在高は1億6,018万1,439円となりました。

(8)、町営住宅整備基金については、元金積み立て4,151万6,000円と利子積み立て3,598円から取り崩し1,965万1,680円との差し引き2,186万7,918円が決算年度中に増加し、決算年度末現在高は6億2,991万4,903円となりました。

(9)、町有施設整備基金については、元金積み立て6,792万9,000円から取り崩し7,536万8,860円との差し引き743万9,860円が決算年度中に減額となり、決算年度末現在高は2億1,165万5,648円となりました。

(10)、介護給付費準備基金については、元金積み立て1,772万1,824円と利子積み立て706円を合わせた1,772万2,530円が決算年度中に増加し、決算年度末現在高は8,023万762円となりました。

(11)、学校教育施設整備基金については、元金積み立て3,000万円と利子積み立て7,068円から取り崩し3,798万5,518円との差し引き797万8,450円が決算年度中に減額とな

り、決算年度末現在高は1億5,736万8,760円となりました。

(12)、地域交通対策基金については、元金積み立て313万2,960円から取り崩し1,069万5,360円との差し引き756万2,400円が決算年度中に減額となり、決算年度末現在高は1億9,010万8,192円となりました。

(13)、地域文化振興基金については、取り崩し248万9,187円が決算年度中に減額となり、決算年度末現在高は9,605万9,825円となりました。

8ページ以降の行政財産及び普通財産の調書については、ただいままでの説明と内容が重複いたしますので、説明を省略させていただきます。

次に、平成28年度標茶町決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率報告書についてご説明いたします。

初めに、健全化判断比率ですが、実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、赤字が発生していないため、比率は出てまいりません。実質公債費比率は10.0%で、対前年比0.3ポイントの減、将来負担比率は20.9%で、対前年比7.0ポイントの減となり、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に規定する4指標全てが括弧内に記載される早期健全化基準をクリアしております。

次ページの資金不足比率については、それぞれの会計において資金不足が生じておらず、比率は発生していないため、括弧内に記載される経営健全化基準をクリアしております。

なお、配付しております各会計歳入歳出決算書、各会計決算に係る歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書については、説明を省略いたします。

以上で認定第1号から第5号までの決算資料、歳入歳出決算に係る主要な施策の成果、その他予算執行の実績報告書、基金の運用状況、財産に関する調書、標茶町決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率報告書についての説明を終わります。

○委員長（黒沼俊幸君） 病院事務長・山澤君。

○病院事務長（山澤正宏君）（登壇） 認定第6号、平成28年度標茶町病院事業会計決算についてご説明いたします。

初めに、附属資料からご説明をいたします。

資料7ページをお開きください。

1の概況について。

総括、1。

(1)、総括事項については、平成28年度の町立病院診療体制は内科、外科、産婦人科、小児科、リハビリテーション科の5科目を維持することができました。運営体制は、固定医は内科医師2名のみで、外科は北海道大学大学院医学研究科消化器外科Ⅰ（以下「北大

消化器外科 I」という。) から週単位での派遣、小児科は旭川医科大学病院から週 1 回の派遣、産婦人科は札幌医科大学附属病院産婦人科医局のご協力により、町立中標津病院から週 2 回の派遣をいただく中で運営してまいりました。

土曜・日曜や年末年始などの救急外来診療体制については、北大消化器外科 I 及び医療法人あつまクリニックから昨年同様の医師派遣を得られたことによって、24 時間の診療体制が確保できましたし、内科医師の勤務負担軽減にもつながりました。

道内 3 医育大学の医局状況は、平成 16 年から始まった新医師臨床研修制度により大学に残る医師が減少し、地方への医師派遣が厳しい状況にあるにもかかわらず、引き続き派遣していただいたことに感謝申し上げます。

平成 28 年 10 月に、北大消化器外科 I の武富教授を講師として招聘し、生活習慣病の予防と健康意識の啓発を目的に、「知っていますか？メタボで肝臓が悪くなる」と題し、医療講演会を開催しました。

総務省からさらなる公立病院改革を進めるために、新公立病院改革ガイドラインに基づき平成 28 年度までに策定を求められていた新改革プランについては、町民の命と健康を守り、持続可能な経営を目指していくために、当院の果たすべき役割や経営の効率化など 4 つの柱から成る標茶町立病院新改革プランを平成 29 年 3 月に策定しました。

収益的収支の状況は、収入が一般会計からの繰入金 5 億 727 万 3,000 円（前年度比 496 万 4,000 円増）を含め、前年度比 731 万 9,000 円減の 10 億 7,626 万 4,000 円となったのに対し、支出は特別損失で 237 万 3,000 円の支出が生じましたが、給与費や材料費などの医業費用及び支払利息などの医業外費用が減少したことにより、前年度比 757 万円減の 10 億 7,561 万 1,000 円となり、結果 65 万 3,000 円（前年度比 25 万 1,000 円増）の純利益を計上しました。

資本的収支の状況は、収入がゼロ円（前年度比 1 億円減）で、支出は器械・器具購入による建設改良費や企業債償還金で前年度比 983 万 5,000 円減の 1 億 1,158 万 9,000 円となり、収支不足額については、減債積立金処分額と過年度分損益勘定留保資金で全額補填いたしました。

高齢化社会が進行する中、町民の命と健康を守り、安心・安全な生活を支えていくために、良質な医療サービスの提供と信頼される病院を目指し、今後とも努力してまいり所存であります。

次に、8 ページに参ります。

(2)、議会議決事項につきましては、記載のとおりでございますので、説明を省略させていただきます。

(3)、職員に関する事項について。

職員数は、年度末現在の人数となっております。前年度と比較して増減のあった箇所についてのみご説明いたします。看護部のうち正看護師について臨時職員が1名増となっております。准看護師については職員が1名減となっております。

次に、9ページに参ります。

2の工事等に関する事項について。

(1)、器械・器具等の購入について。

こちらの金額については、消費税込みの金額となっております。上部消化管汎用スコープから車椅子用可搬型スロープまで8品目の購入金額は1,369万4,400円となっております。

次に、10ページへ参ります。

3の業務の状況について。

(1)、患者受け入れ状況について。

入院については1万562人で、前年度と比べ863人の減、外来は3万3,101人で、前年度と比べ139人の減となっております。なお、こちらの外来患者数の中には時間外でかかられました患者数901人が含まれております。

1日当たりの患者数については、入院が28.9人で前年度と比べ2.3人の減、外来は136.2人で前年度と比べて0.6人の減です。

患者1人1日当たりの診療収入については、入院が2万7,594円で前年度と比べ1,005円の増、外来は6,322円で前年度と比べ75円の増であります。

次に、(2)、事業収支に関する事項について。

初めに、収益的収支の状況について。こちらの金額については、消費税を抜いた金額となっております。

医業収益は7億974万7,062円で、前年度と比べ996万2,636円の減となっております。内訳は、入院収益が2億9,144万4,862円で前年度と比べ1,233万4,225円の減、外来収益は2億925万5,724円で前年度と比べ161万6,643円の増、他会計負担金は1億5,326万4,000円で前年度と比べ25万5,000円の増、その他医業収益は5,578万2,476円で前年度と比べ49万9,946円の増です。

医業外収益については3億6,651万6,781円で、前年度と比べ264万3,774円の増となっております。内訳は、受取利息配当金が333万9,000円で前年度と比べ121万5,008円の減、他会計補助金は1億250万円で前年度と比べ3,244万円の増、他会計負担金2億5,150万9,000円で前年度と比べ2,773万1,000円の減、患者外給食収益143万5,704円で前年度と比べ8,334円の増、長期前受金戻入は492万5,283円で前年度と比べ28万1,448円の減、その他医業外収益は280万7,794円で、前年度と比べ57万7,104円の減です。

収入合計は10億7,626万3,843円で、前年度と比べ731万8,862円の減です。構成比につきましては、記載のとおりでございます。

11ページへ参ります。

支出について。

医業費用については10億1,645万4,954円で、前年度と比べ579万469円の減です。内訳は、給与費が6億9,120万2,385円で前年度と比べ326万9,532円の減です。材料費は9,533万4,073円で前年度と比べ292万7,977円の減、経費は1億5,794万9,284円で前年度と比べ103万6,855円の増、減価償却費は6,614万9,631円で前年度と比べ171万6,262円の減、資産減耗費は158万8,250円で前年度と比べ53万8,500円の増、研究研修費は423万1,331円で前年度と比べ54万7,947円の増です。

医業外費用については、5,678万3,426円で前年度と比べ415万2,290円の減です。内訳は、支払利息及び企業債取扱諸費が3,497万9,772円で前年度と比べ328万2,624円の減、患者外給食材料費は137万9,630円で前年度と比べ3万3,334円の増、消費税及び地方消費税は326万6,200円で前年度と比べ7万3,000円の増、雑損失は1,715万7,824円で前年度と比べ97万6,000円の減です。

特別損失は、その他特別損失で237万2,513円です。こちらは衛生材料未支給分としてお支払いしたもので、対象者49名中、居所不明が1名あり、48名分となっております。

支出合計については10億7,561万893円で、前年度と比べ757万246円の減となっております。構成比及び収入に対する割合については、記載のとおりでございます。

次に、資本的収支の状況について。こちらも消費税を抜いた金額となっております。

収入についてはゼロ円で、前年度と比べ1億円の減です。

支出について。

建設改良費は1,500万9,697円で、前年度と比べ1,306万7,777円の減です。内訳は、有形固定資産購入費が1,500万9,697円で、前年度と比べ154万2,223円の増です。こちらは9ページの器械・器具等のほか、病室のテレビなどのリース資産購入費も含んでおります。病院建設費はゼロ円で、前年度と比べ1,461万円の減です。企業債償還金につきましては9,657万8,925円で、前年度と比べ323万2,606円の増です。

支出合計1億1,158万8,622円で、前年度と比べ983万5,171円の減であります。構成比は、記載のとおりであります。

次に、12ページへ参ります。

4の会計に関する事項について。

(1)の企業債の概況についてであります。18ページをお開きください。下段のほう

に明細書がございます。こちら合計金額でもって申し上げます。発行総額は21億7,630万円、当年度償還高9,657万8,925円、償還高累計12億3,310万9,619円、未償還残高9億4,319万381円となっております。償還が終了するのは、記載のとおりでございます。

次に、13ページをお開きください。

こちらは、キャッシュフロー計算書でございます。

平成28年4月1日から平成29年3月31日までの期間の期首から期末までの現金の流れをあらわしたものであります。

1の業務活動によるキャッシュフローについては、(1)、当年度純利益から(15)、利息の支払額までの合計で申し上げます。プラス8,456万7,774円です。

2の投資活動によるキャッシュフローについては、(1)の有形固定資産の取得による支出から(3)の他会計からの繰入金による収入までの合計で申し上げます。マイナス1,500万9,697円です。

3の財務活動によるキャッシュフローについては、(1)の建設改良企業債による収入から(4)の他会計からの償還金による収入までの合計で申し上げます。マイナス9,657万8,925円です。

以上のことから、資金増加額については、マイナス2,702万848円となりました。

5の資金期首残高は1億7,839万8,713円でありましたので、6の資金期末残高は1億5,137万7,865円となりました。

次に、14ページへ参ります。

こちらは、先ほどご説明をいたしました収益的収入及び支出の明細書でありまして、17ページまで資料が続いておりますけれども、こちらの説明については、省略をさせていただきます。

続いて、18ページをお開きください。

固定資産の状況についてご説明いたします。

(1)、有形固定資産については、土地からリース資産までの合計金額で申し上げます。年度当初の現在高は31億9,687万5,342円。当年度増加額1,268万円、こちらは9ページに記載の器械・器具等の購入分で、消費税を抜いた金額となっております。当年度減少額1,606万5,000円、こちらは薬品冷蔵庫、医事会計システム、オージオメーターの廃棄によるものでございます。年度末現在高は31億9,349万342円、減価償却累計額のうち、当年度増加額は6,614万9,631円、当年度減少額は1,447万6,750円、累計14億9,375万2,573円、年度末償却未済額は16億9,973万7,769円であります。

(2)の無形固定資産について、こちらは電話加入権でありまして、年度当初の現在高

38万8,032円、当年度増加額、当年度減少額、当年度減価償却費、いずれもゼロ円です。年度末現在高は38万8,032円です。

(3)の投資については長期貸付金で、一般会計などへの貸付金であります。年度当初の現在高は3億円、当年度増加額、当年度減少額、いずれもゼロ円で、年度末現在高は3億円です。

次に、3ページをお開きください。

こちらは財務諸表になります。

初めに、損益計算書についてご説明いたします。

1の医業収益は、(1)の入院収益から(4)のその他医業収益までの合計で申し上げます。7億974万7,062円となり、2の医業費用は、(1)の給与費から(6)の研究研修費までの合計で10億1,645万4,954円となりました。医業収益から医業費用を差し引いた医業損失は3億670万7,892円であります。3の医業外収益は、(1)の受取利息配当金から(6)のその他医業外収益までの合計で3億6,651万6,781円となり、4の医業外費用は、(1)の支払利息及び企業債取扱諸費から(4)の雑損失までの合計で5,678万3,426円となりました。医業外収益から医業外費用を差し引いた額は3億973万3,355円で、この額から医業損失額を差し引いた経常利益は302万5,463円となりました。5の特別損失については、その他特別損失で237万2,513円で、経常利益から特別損失を差し引いた当年度純利益については65万2,950円です。当年度繰越利益剰余金はゼロですので、当年度未処分利益剰余金は65万2,950円となりました。

次に、4ページへ参ります。

こちらは、剰余金計算書になります。当年度末残高でもって申し上げます。

資本金は9億8,230万8,634円で、剰余金のうち資本剰余金は330万7,000円。

利益剰余金のうち減債積立金と利益積立金はどちらもゼロ円で、未処分利益剰余金は65万2,950円で、当年度未処分利益剰余金となります。利益剰余金合計は65万2,950円で、資本合計としては9億8,626万8,584円となりました。

下段の表につきましては、剰余金の処分計算書になります。資本金については処分額ゼロ円で、処分後残高は9億8,230万8,634円です。資本剰余金については、処分額はゼロ円で、処分後残高は330万7,000円です。未処分利益剰余金については、当年度末残高65万2,950円を全額企業債の償還に充てるため、減債積立金として積み立てましたので、処分後の残高、繰越利益剰余金はゼロ円であります。

次、5ページへ参ります。

こちらは、貸借対照表であります。

資産の部について。

1の固定資産については、(1)の有形固定資産については、土地からリース資産までの合計で申し上げます。16億9,973万7,769円です。(2)の無形固定資産は38万8,032円で、(3)の投資は3億円です。固定資産合計は20億12万5,801円であります。

2の流動資産については、(1)の現金・預金から(3)の貯蔵品までの合計で2億4,391万720円です。なお、(2)の未収金と(3)の貯蔵品の内訳については、19ページでございます。

資産合計といたしましては22億4,403万6,521円となりました。

次、6ページへ参ります。

負債の部について。

3、固定負債、(1)の企業債と(2)のリース債務の合計で8億4,388万546円です。

4の流動負債、(1)の企業債から(5)の預り金までの合計で2億4,656万3,286円です。なお、(3)の未払金と(5)の預り金の内訳については、20ページにございます。

続いて、5の繰延収益について、(1)の長期前受金から(2)の長期前受金収益化累計額を差し引いた額、1億6,732万4,105円です。

負債合計といたしましては12億5,776万7,937円となりました。

次に、資本の部について。

6の資本金、9億8,230万8,634円です。こちらの内訳については、資料20ページでございます。

7の剰余金、(1)の資本剰余金と(2)の利益剰余金の合計で395万9,950円でありませぬ。

資本合計といたしましては9億8,626万8,584円となりました。負債と資本の合計金額は22億4,403万6,521円でありました。

次、1ページをお開きください。

こちらは決算報告書で、消費税を含んだ金額になっております。

(1)、収益的収支の収入のほうからご説明いたします。

第1款病院事業収益について。予算額の合計11億5,040万2,000円に対し、決算額10億8,097万9,209円です。予算額に比べ決算額の増減は6,942万2,791円の減であります。決算額のうち仮受消費税及び仮受地方消費税の額につきましては471万5,366円となっております。

内訳ですが、第1項医業収益は、予算額の合計7億1,424万7,000円に対し、決算額は7億1,420万8,533円です。予算額に比べ決算額の増減は3万8,467円の減です。

第2項医業外収益は、予算額の合計4億3,615万5,000円に対し、決算額は3億6,677万676円です。予算額に比べ決算額の増減は6,938万4,324円の減であります。

次に、支出のほうです。

第1款病院事業費用は、予算額の合計11億5,040万2,000円に対し、決算額10億7,919万5,375円です。不用額は7,120万6,625円で、予算執行率93.8%であります。決算額のうち仮払消費税及び仮払地方消費税の額は2,074万2,306円となっております。

第1項の医業費用については、予算額の合計11億690万9,000円に対し、決算額は10億3,708万3,074円です。不用額は6,982万5,926円で、予算執行率93.7%です。

第2項医業外費用、予算額の合計4,058万5,000円に対し、決算額3,973万9,788円、不用額は84万5,212円で、予算執行率97.9%です。

第3項予備費、予算額合計50万円に対し、決算額ゼロ円で、不用額50万円です。

第4項特別損失、予算額の合計240万8,000円に対し、決算額237万2,513円、不用額3万5,487円で、予算執行率98.5%であります。

次、2ページへ参ります。

資本的収支の状況。こちら、消費税を含んだ金額となっております。

収入について。

第1款資本的収入、第1項固定資産売却代金の予算額合計2万円に対し、決算額ゼロ円で、予算額に比べ決算額の増減は2万円の減です。

次に、支出のほうになります。

第1款資本的支出、予算額合計1億1,272万4,000円に対し、決算額1億1,271万9,506円で、不用額4,494円です。予算執行率はおおむね100%です。決算額のうち、仮払消費税及び仮払地方消費税の額は113万884円となっております。

第1項建設改良費は、予算額合計1,614万5,000円に対し、決算額1,614万581円で、不用額は4,419円です。予算執行率はおおむね100%です。

第2項企業債償還金、予算額合計9,657万9,000円に対し、決算額9,657万8,925円で、不用額75円です。予算執行率はおおむね100%です。

資本的収入額が資本的支出額に不足する額1億1,271万9,506円は、減債積立金処分額40万1,566円と過年度分損益勘定留保資金1億1,231万7,940円で補填し、決算を終えたところであります。

本件につきましては、8月22日開催の第1回町立病院運営委員会に諮問し、原案可決されておりますことをご報告申し上げます。

以上で認定第6号の説明を終わります。

○委員長（黒沼俊幸君） 休憩いたします。

休憩 午前 11時50分

再開 午後 1時12分

○委員長（黒沼俊幸君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

水道課長・細川君。

○水道課長（細川充洋君）（登壇） 認定第7号、平成28年度標茶町上水道事業会計決算についてご説明をいたします。

初めに、決算附属書類からご説明をいたします。

7ページをお開きください。

決算附属書類、平成28年度標茶町上水道事業報告書。

1、概要。

（1）、総括事項。

本年度の上水道事業経営につきましては、給水戸数2,196戸、給水人口4,240人と計画人口5,020人に対して普及率84.5%であり、前年度と比較し28人の減少となっております。

年間配水量は53万9,945立米で、前年度より10.14%の減少となりました。また、有収水量においては42万2,670立米で、有収率で78.3%と前年度を7.3ポイント上回ったところです。また、給水原価につきましては、1立米当たり187円75銭となり、供給単価156円97銭に対して、その差は30円78銭となっております。

次に、経営の状況であります。収益的収入については、給水収益6,634万8,092円（消費税込み7,165万5,940円）を主として収入合計9,270万5,136円（消費税込み9,805万7,254円）であり、支出については、人件費2,040万7,983円を初め、企業債利息809万7,750円を含め支出合計8,394万6,884円（消費税込み8,740万3,684円）となり、875万8,252円の利益を計上して決算したところであります。

資本的収支につきましては、企業債等償還金2,591万8,885円、配水管布設がえ工事等の建設改良費2,558万4,120円（うち消費税189万5,120円）で、支出合計5,150万3,005円（消費税込み）に対し、収入は企業債470万円であり、4,680万3,005円の不足を生じたので、この不足金は、減債積立金処分額588万924円、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額189万5,120円、過年度分損益勘定留保資金3,902万6,961円で補填をし、決算を終えたところであります。

したがって、本年度末においては当該年度利益剰余金875万8,252円を減債積立金と

して処分することとなった次第であります。

上水道事業は公共事業であることから、常に事業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉の増進を図ることを基本に、収支のバランスに留意しつつ現行の料金水準が保持されるよう、健全な経営に努めていく所存であります。

次の8ページをお開きください。

(2)、議会の専決事項につきましては、記載の4件でございますが、説明を省略させていただきます。

(3)、行政官庁認可事項につきましては、該当はございません。

(4)、職員に関する事項、イ、職員数等は兼任職員5名でございます。ロ、給与改定は28年12月8日に補正予算が可決され、4月1日にさかのぼって実施をしております。

(5)、料金その他供給条件の設定、変更に関する事項については、該当はございません。

2、工事。

建設改良工事の概要でございます。記載のとおり4件、工事を行いまして、内訳といたしましては、検定満了量水器取りかえ工事は2件で327基の交換を行い、工事費は1,622万520円。上水道配水管布設がえ工事は、桜地区で107.3メートル行い、工事費は710万5,320円。上水道配水管新設工事は、常盤地区で206メートルを行い、工事費は225万8,280円です。なお、着工及び竣工年月日につきましては、それぞれ記載のとおりでございます。

3、業務。

(1)、事業量でございます。イ、年度末給水人口4,240人、ロ、年度末給水戸数2,196戸、ハ、年間配水量53万9,945立米、ニ、月平均給水量4万4,995立米でございます。

次は、9ページでございます。

(2)、事業収支に関する事項。

収益的収入及び支出の収入でございます。金額については、全て消費税及び地方消費税抜きの額でございます。

収入でございます。

1、営業収益は6,762万5,092円で、前年度比33万9,864円の減となっております。うち

(1)、給水収益は6,634万8,092円で、前年度比50万6,964円の減です。(2)、受託工事収益はゼロ円で前年度と同じでございます。(3)、一般会計負担金は90万円で、前年度と同額でございます。(4)、その他営業収益は37万7,000円で、前年度比16万7,100円の増です。

2の営業外収益です。2,508万44円で、前年度比6万7,598円の減となっております。う

ち（１）、受取利息及び配当金は1,000円で前年度比1,506円の減、（２）、他会計負担金は1,982万4,000円で前年度比4万4,000円の減、（３）、長期前受金戻入は459万2,470円で前年度比1万9,824円の減です。（４）、雑収益は、下水道料金が上水道メーターによる使用水量を算定基準としていることから、水道メーターの検針にかかわる費用の下水道負担分という形で66万2,574円、前年度比2,268円の減です。

水道事業収益合計は9,270万5,136円で、前年度比40万7,462円の減です。

次に、支出でございます。

１、営業費用は7,584万9,134円で、前年度比265万869円の減となっております。うち（１）、配水及び給水費は3,559万3,627円で、前年度比308万8,372円の減です。（２）、受託工事費はゼロ円で前年度と同じです。（３）、減価償却費は3,797万3,362円で前年度比54万6,014円の増です。（４）、資産減耗費は228万2,145円で前年度比10万8,511円の減です。

２、営業外費用は809万7,750円で、前年度比63万3,921円の減。（２）、雑支出はゼロ円で、前年度比もゼロ円でございます。

３、特別損失、（１）、その他特別損失はゼロ円で、前年度比もゼロ円でございます。

水道事業費用合計では8,394万6,884円で、前年度比328万4,790円の減となったところがあります。なお、構成比につきましては、それぞれ記載のとおりでございます。

次に、10ページをお開きください。

資本的収入及び支出でございます。収入、１、資本的収入は、（１）、企業債の470万円、前年度比50万円の減となっております。

次に、支出でございます。１、資本的支出は4,960万7,885円で、前年度比151万6,566円の増となっております。うち、企業債等償還金は2,591万8,885円で、前年度比62万2,566円の増です。（２）、建設改良費2,368万9,000円で前年度比89万4,000円の増です。なお、構成比につきましては、それぞれ記載のとおりでございます。

４、会計に関する事項でございます。

（１）、重要契約の要旨につきましては、該当事項はございません。

（２）、企業債及び一時借入金の概況です。

イ、企業債等残高につきましては、16ページをお開きください。企業債明細書中に中ほど、未償還残高の欄の記載のとおり、合計で1億9,981万1,101円となっております。なお、下段の一般会計借入金明細書は、借入金の未償還残高は1億7,962万円となっております。10ページにお戻りください。

ロの一時借入金につきましては、前年度末残高、借入残高最高額、本年度末残高、いず

れもございません。

次に、11ページをお開きください。

平成28年度標茶町上水道事業キャッシュフロー計算書であります。28年4月1日から29年3月31日までの期首と期末の現金の流れをあらわしたものです。

1、業務活動によるキャッシュフロー。

(1)、当年度純利益から(14)、利息の支払額までの支払い合計額で申し上げます。
4,081万7,216円。

2、投資活動によるキャッシュフロー。

(1)、有形固定資産の取得による支出から(3)、他会計からの繰入金による収入までの合計で、マイナス2,368万9,000円です。

3、財務活動によるキャッシュフロー。

(1)、建設改良企業債による収入から(3)、他会計からの出資による収入までで、合計でマイナス2,121万8,885円です。

資金減少額はマイナスの409万669円で、資金期首残高は2億2,915万90円、資金期末残高は2億2,505万9,421円となります。

次に、12ページから14ページまでの平成28年度標茶町上水道事業会計収益費用明細書につきましては、今まで説明をいたしました収益的収入及び支出並びに資本的収入及び支出を細分化したものであります。説明を省略させていただきたいと思っております。

15ページをお開きください。

固定資産明細書でございます。

有形固定資産、土地から工具・器具及び備品までの年度当初の現在高は10億8,217万1,308円で、当年度増加額は構築物で867万円、機械及び装置は量水器で1,501万9,000円、合計で2,368万9,000円の増加となっております。当年度減少額は、構築物で9万7,301円、機械及び装置で1,131万9,563円、合計で1,141万6,864円の減少となり、年度末現在高の合計は10億9,444万3,444円となっております。減価償却累計額は、当年度増加額が構築物で1,759万3,699円、機械及び装置で1,932万2,384円、車両運搬具で52万2,000円、合計で3,743万8,083円。当年度減少額は、機械及び装置で913万4,719円、累計で4億2,645万4,954円、年度末償却未済額合計は6億6,798万8,490円となっております。

無形固定資産でございます。

施設利用権で当年度増加額と当年度減少額はともにありませんので、年度当初の現在高及び年度末現在高は1,438万6,127円です。減価償却累計額は、当年度増加額が53万5,279円、当年度減少額はありません。累計額は1,170万9,160円、年度末償却未済額は267万

6,967円となっております。

3ページにお戻りください。

財務諸表です。平成28年度標茶町上水道事業損益計算書、平成28年4月1日から29年3月31日まででございます。

1、営業収益、(1)、給水収益から(4)、その他営業収益までの合計で6,762万5,092円。

2、営業費用、(1)、配水及び給水費から(4)、資産減耗費までの合計で7,584万9,134円、よって営業利益は822万4,042円のマイナスとなりました。

3、営業外収益、(1)、受取利息及び配当金から雑収益までの合計で2,508万44円。

4、営業外費用、(1)、支払利息及び企業債取扱諸費と(2)、諸支出で809万7,750円、よって営業外利益は1,698万2,294円の黒字となり、経常利益及び当年度純利益は875万8,252円となりました。

5の特別損失についてはございません。よって、当年度未処分利益剰余金は875万8,252円となります。

次、4ページをお開きください。

平成28年度標茶町上水道事業剰余金計算書でございます。平成28年4月1日から29年3月31日まででございます。

初めに、資本金、当年度末残高で申し上げます。

初めに、資本金については3億1,258万9,953円となります。

次に、剰余金でございます。

資本剰余金、減債積立金についてはゼロ円でございます。

利益積立金は変動なしで1,200万円。未処分利益剰余金は875万8,252円、利益剰余金合計は2,075万8,252円となります。

したがって、資本合計は3億3,334万8,205円となります。

次に、下表の平成28年度標茶町上水道事業剰余金処分計算書でございます。

資本金及び資本剰余金につきましては、処分額がございませんので、当年度末残高と処分後残高は同額の資本金は3億1,258万9,953円、資本金剰余金はゼロ円となっております。

未処分利益剰余金は、当年度末残高875万8,252円に標茶町水道事業の設置等に関する条例第6条により減債積立金への積み立てで875万8,252円を減額し、処分後残高、繰越利益剰余金はゼロ円となります。

次に、5ページをお開きください。

平成28年度標茶町上水道事業貸借対照表でございます。平成29年3月31日まででございます。

資産の部。

1、固定資産、(1)、有形固定資産、イの土地からホの工具・器具及び備品までの有形固定資産合計は6億6,798万8,490円。(2)、無形固定資産、イ、施設利用権で無形固定資産合計は267万6,967円。固定資産合計は6億7,066万5,457円です。

2、流動資産、(1)、現金・貯金から(3)、貸倒引当金合計で2億3,188万601円。したがって、資産合計は9億255万3,058円でございます。

次の6ページをお開きください。

負債の部でございます。

3の固定負債、(1)、企業債から(3)の修繕引当金までの固定負債合計は3億8,306万1,044円。

4、流動負債、(1)、一時借入金から(7)、その他流動負債までの流動負債合計は2,942万6,018円。

5の繰延収益、(1)、長期前受金と(2)、長期前受金収益化累計額の繰延収益合計は1億5,671万7,791円で、負債合計は5億6,920万4,853円となります。

資本の部でございます。

内訳につきましては、先ほどの説明と重複いたしますので、合計額のみで説明をさせていただきます。

6、資本金、3億1,258万9,953円。

7、剰余金、利益剰余金合計は2,075万8,252円。

したがって、資本合計は3億3,334万8,205円、負債資本合計につきましては9億255万3,058円となります。

1ページにお戻りください。

平成28年度標茶町上水道事業決算報告書でございます。

(1)、収益的収入及び支出。

初めに、収入でございます。

第1款水道事業収益、予算額合計1億73万5,000円に対して、決算額は9,805万7,254円で、予算額に比べ決算額の増減は267万7,746円の減でございます。

内訳ですが、第1項営業収益、予算額7,568万円に対し、決算額が7,293万2,940円で、予算額に比べ決算額の増減は274万7,060円の減で、うち仮受消費税及び地方消費税は530万7,848円です。

第2項営業外収益、予算額は2,505万5,000円に対し、決算額が2,512万4,314円で、予算額に比べ決算額の増減は6万9,314円の増でございます。うち仮受消費税及び地方消費税

は4万4,270円です。

次に、支出でございます。

第1款水道事業費用、予算額9,883万9,000円に対し、決算額は8,740万3,684円、不用額は1,143万5,316円で、執行率は88.4%となっております。

内訳ですが、第1項営業費用、予算額は8,750万3,000円に対し、決算額は7,685万3,334円で、不用額が1,064万9,666円、執行率は87.8%、うち仮払消費税及び地方消費税は100万4,200円となっております。

第2項営業外費用、予算額は1,083万6,000円に対し、決算額は1,055万350円で、不用額が28万5,650円、執行率は97.4%となっております。

第3項予備費50万円、不用額は50万円で、執行率はゼロでございます。

次に、2ページをお開きください。

(2)、資本的収入及び支出。

初めに、収入でございます。

第1款資本的収入、資本的収入は第1項の企業債だけで予算額470万円で、決算額も同額で470万円、増減はゼロでございます。

次に、支出でございます。

第1款資本的支出、予算額は5,150万4,000円に対し、決算額は5,150万3,005円、不用額は995円、執行率はおおむね100%です。

内訳でございます。第1項企業債等償還金、予算額2,591万9,000円に対し、決算額2,591万8,885円で、不用額は115円でございます。執行率はおおむね100%でございます。

第2項建設改良費、予算額は2,558万5,000円に対し、決算額は2,558万4,120円、不用額は880円、執行率はおおむね100%、うち仮受消費税及び地方消費税は189万5,120円となっております。

資本的収入額が資本的支出額に不足する額4,680万3,500円は、減債積立金処分別588万924円、当年度消費税及び地方税資本的収支調整額189万5,120円、過年度分損益勘定留保資金3,902万6,961円を補填し、決算を終えたところでございます。

以上で認定第7号、平成28年度標茶町上水道事業会計決算報告書の説明を終わります。

○委員長（黒沼俊幸君） 続いて、監査委員から決算審査意見書の補足説明がありましたら許します。

監査委員・田中君。

○監査委員（田中俊彦君）（登壇） 私のほうから決算審査の意見書について補足説明をいたします。

標茶町各会計決算審査意見書であります。

1 ページであります。平成28年度標茶町各会計歳入歳出決算審査意見。

第1、審査の概要。

1、審査の対象、(1)、平成28年度標茶町一般会計歳入歳出決算、(2)、平成28年度標茶町特別会計、国民健康保険事業事業勘定、下水道事業、介護保険事業の保険事業勘定、介護保険事業の介護サービス事業勘定、後期高齢者医療の5特別会計歳入歳出の決算であります。(3)、附属書類、平成28年度標茶町各会計決算に係る歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書であります。

2、審査の期間、平成29年7月25日から27日までの3日間実施をいたしました。

3、審査の手續、この決算審査に当たっては、町長から送付を受けました各会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書について、関係法令に準拠して作成されているかどうかを確かめ、これらの計数の正確性を検証するため、関係諸帳簿、その他証書類との照合等、通常実施すべき審査手續を実施したところであります。

第2、審査の結果。

町長から送付を受けました各会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、全て法令に準拠して作成されており、決算計数は関係帳簿、その他証書類と照合した結果、誤りのないものと認められたところであります。

また、予算の執行及び関連する事務の処理は、総体として適正に行われているものと認められました。

審査の結果の概要は以下のとおりでありますということで、13ページまで省略をさせていただきます。

14ページの結びの欄でご報告申し上げます。

一般会計及び特別会計の予算執行状況及び収入、支出等財務に関する事務等については、総体として適正に執行されたものと認められました。

本年度の一般会計と特別会計を合わせた総決算額を見ると、歳入151億3,217万8,781円、歳出149億2,109万5,757円で、歳入歳出差し引き額は2億1,108万3,024円の黒字、翌年度へ繰り越すべき財源は6,939万1,600円、実質収支の額は1億4,169万1,424円の黒字、単年度収支については2,555万6,822円の黒字となっております。また、一般会計歳入歳出決算の状況は、歳入118億1,356万4,388円、歳出116億5,641万7,985円で、前年度に比し歳入は96%、歳出も95.8%となり、歳入歳出差し引き額は1億5,714万6,403円の黒字、翌年度へ繰り越すべき財源は6,939万1,600円で、実質収支の額は8,775万4,803円の黒字、単年度収

支については1,181万9,614円の黒字となっております。

一般会計の財政構造について見ますと、歳入は主軸となる町税が前年対比107.9%の10億580万2,273円となり、地方交付税は前年対比98.2%の47億3,618万7,000円となっております。さらに不足する財源は、地方債の借り入れや基金の取り崩し等によって賄われ、その構成割合は自主財源が34%、依存財源が66%となっております。

一方、歳出の執行率は93.9%で、その構成割合を見ると義務的経費は25.5%、經常経費は36.2%で、前年度より増加しているが、投資的経費は21.6%で前年度より減少しております。

次に、主要な財務比率で見ると、經常収支比率は84.6%で、2.9ポイント上昇していますが、通常75%程度におさまることが妥当とされていることから、依然として財政は厳しい状況にあります。財政力指数は、前年度よりわずかに上昇し0.197となりました。公債費比率は10.7%で0.2ポイント上昇し、通常15%とされている警戒ラインをクリアしています。実質公債費比率も10%で0.3ポイント改善され、地方債許可団体移行の18%をクリアしています。

基金積立金については、歳出の削減等により財政調整基金などの13の基金全体で7,560万7,992円増加し、本年度末残高は42億6,366万7,022円となりました。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律により公表が義務づけられた実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4指標は、いずれも早期健全化基準以下でありました。

また、企業会計の資金不足比率も経営健全化基準以下でありましたが、長引くデフレ経済で、地方を取り巻く財政環境は依然として厳しい状況の中、基幹産業である酪農畜産情勢が好転していることは明るい兆しであります。しかし、急速に進行する少子高齢化や過疎化など、町民生活の安全・安心の向上や地域経済の活性化に向けた財政需要等に将来的な展望を含め適切に応えなければなりません。

また、自主財源の中でも大きな割合を占める町税や、町民が直接受益を得ている税外収入金に多額な収入未済額が出ています。収納対策において各担当課でそれぞれ努力されているものの、28年度収入未済額は、町民税においては、個人、法人で1億8,010万3,599円で101万901円減少しました。特に、現年度の徴収率99%と努力されています。また、固定資産税の収入未済額は4,405万5,986円となっております。

税外収入未済額は3億1,904万1,770円で、収納率は上がっているものもあるが、依然として農業費分担金、農業用水道使用料、住宅使用料、児童福祉負担金、アイヌ住宅改良資金貸付金元利収入などは多額となっていることから、滞納繰越金の徴収に力を入れながら、

現年度における収入未済額を出さない、ふやさないことが今後の課題であります。

また、貸付金元利収入で第三セクター貸付金元利収入1,000万円の収入未済が発生しています。貸し付けの根拠となる条例が時限条例により失効となっているため、何らかの対策が必要と考えます。

歳出削減と同時に自主財源の確保は、ますます重要な課題となっており、町民一人一人が義務を果たし協働のまちづくりの理念のもとに理解を深め、さらには将来に向けて持続可能な財政運営を目指し、一層の努力を期待するものであります。

次に、15ページの3番目の特別会計であります。

(1)の国民健康保険事業事業勘定特別会計であります。

16ページの真ん中辺の結びの欄で簡単に申し上げます。

本年度の歳入歳出決算の状況を見ると、歳入歳出差し引き額は2,966万8,833円の黒字であります。歳入では、基本財源の国民健康保険税が収納対策の効果により、平成28年度の収納率は86%で、収入未済額は4,988万1,720円となっております。歳出では、保険給付費6億4,628万7,192円で、前年度より6,231万1,524円減少しております。

当会計の安定運営には、保険税収入の確保が重要な課題であり、酪農畜産業で景気回復傾向にあるが、総体として依然厳しい収納環境ではあるが、負担の公平性の観点からも、引き続き収納向上対策に努められるとともに、医療費負担抑制につながる健康づくりの住民啓発や、各地域や関係団体と連携協力した効果的な事業の推進とあわせて、財政の健全運営の確保に努めることを期待いたします。

(2)、下水道事業特別会計。

17ページの中段の結びの欄で簡単に申し上げます。

本年度の歳入歳出決算の状況を見ますと、歳入歳出差し引き額はゼロであります。

また、本事業の基本財源である下水道使用料については、調定額、収入額はほぼ前年同額であるが、収入未済額は前年度に比べ23万8,070円の増となっております。今年度は不能欠損処理を行っていないが、今後も収納対策に努力されるとともに、法に従い処理を進めることも必要であります。

下水道事業は、生活環境整備の重要施策の一つであることから、引き続き効率的、効果的な運営をされることを望みます。

(4)、介護保険事業特別会計介護保険事業保険事業勘定、めくっていただきまして

(5)の介護保険事業特別会計の介護サービス事業勘定、あわせて結びのところで報告いたします。

保険事業勘定では、本年度の歳入歳出決算の状況を見ると、歳入歳出差し引き額は

2,374万520円の黒字であります。

歳入では、基本財源の保険料収入が1億6,001万7,125円で、収入未済額は797万6,295円です。収入未済額は微減していますが、当会計の安定的な運営を図るため、保険料の収納対策を強化していく必要があります。歳出では、保険給付費が7億5,223万2,644円で、前年度より895万9,670円増加しており、高齢化が進む中、今後も増加することが想定されます。

次に、介護サービス事業勘定については、本年度の歳入歳出決算の状況を見ますと、歳入歳出差し引き額は5万90円の黒字です。少子高齢化が進む中、要介護認定者は今後さらに増加することが想定されますが、地域に密着した介護サービスを提供し、高齢者等が安心して暮らせるまちづくりを進めることを期待するところであります。

(6)、後期高齢者医療特別会計であります。19ページの結びのところで簡単に申し上げます。

本年度の歳入歳出決算の状況を見ますと、歳入歳出差し引き額は47万7,178円の黒字です。

当会計は、少子高齢化や医療費の増加などにより、今後さらに町の負担がふえることが想定され、健全な財政運営の確保に努めることを期待するところであります。

次、4、財産に関する調書であります。これにつきましては省略をさせていただきます。

次、20ページの平成28年度標茶町基金の運用状況審査意見であります。

1、2、3につきましては省略をさせていただきます。審査の結果であります。審査に付された平成28年度の基金の運用状況を示す書類の計数は、関係帳簿等と照合した結果、誤りはないものと認められ、また、基金運用状況は妥当であると認められたところであります。表につきましては省略をさせていただきます。

次に、平成28年度標茶町財政健全化審査意見であります。

1、2、3につきましては省略をさせていただきます。4の審査の結果及び意見であります。審査に付された下記の健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められたところであります。健全化判断比率では、実質公債費比率10%、将来負担比率20.9%、資金不足比率につきましては、資金不足比額が発生していないということでもあります。

次に、標茶町公営企業会計決算審査意見であります。

標茶町の病院事業会計であります。

1ページであります。平成28年度標茶町病院事業会計決算審査意見。

第1、審査の概要。

1、審査の対象、平成28年度標茶町病院事業会計決算。

2、審査の期間、平成29年6月22日に実施をいたしました。

3、審査の書類、(1)、決算報告書、(2)、財務諸表、(3)、附属書類等々であります。

4、審査の方法、審査に当たっては、送付を受けた決算報告書、財務諸表及び事業報告書等の附属書類について、関係諸帳簿の照合とともに、関係法令に準拠して作成され、当事業の経営成績並びに財政状況を適正に表示されているか否か、予算執行の適否等についても内容説明を求め、審査を実施いたしました。

第2、審査の結果。

審査に付された決算報告書、財務諸表等は、関係法令に準拠して作成されており、決算の諸計算はいずれも正確であるとともに、平成29年3月31日現在における財政状況及び経営成績を適正に表示されているものと認められたところであります。

財務事務については、総体として適正に執行されたものと認められました。

審査結果の概要は以下のとおりであるということで、6ページまで省略をさせていただきます。

7ページの結びの欄で5行目から入りますけれども、当年度の業務量は、入院延べ患者数1万562人、外来延べ患者数3万3,101人で、前年度と比較すると入院は863人の減少、外来で139人の減少となっております。

経営成績は、総収益10億7,626万3,843円、総費用10億7,561万893円で、差し引き純利益65万2,950円が計上されたところであります。

医業収支では、医業収益は7億974万7,062円、医業費用が10億1,645万4,954円で、差し引き3億670万7,892円費用が上回っているが、不足額については一般会計からの補助金と負担金3億5,400万9,000円を主なものとする医業外収益により補填されております。

医業収益は、前年度比98.6%であり、これは入院患者数の減少が主な要因であります。

また、医業費用では、前年対比99.4%で、総体的に費用の圧縮が図られております。

医業収支は、患者数、入院基本料等の変動がより大きく影響を及ぼすことから、医師、看護師、病院職員が一丸となって、医業収益の確保、さらには病院運営の安定に引き続き努力されることを期待するところであります。

資本的収支については、器械、備品購入、企業債償還金等の資本的支出額1億1,271万9,506円執行されております。

自治体病院を取り巻く医療環境は、医師及び看護師の確保、診療報酬改定等で厳しい状

況にあります。自治体病院は「地域住民の命、健康、暮らしを守る」地域の財産であることから、病院関係者を初め行政や住民が一体となって安心して受診できる病院づくりに取り組み、住民の期待に応えることができるよう、一層の経営努力を望むところであります。

次に、標茶町上水道事業会計であります。

1 ページであります。平成28年度標茶町上水道事業会計決算審査意見であります。

第1、審査の概要。

1、審査の対象、平成28年度標茶町上水道事業会計決算であります。

2、審査の期日、平成29年6月23日に実施をしております。

3、審査の書類、(1)、決算報告書、(2)、財務諸表、(3)、附属書類であります。

4、審査の方法、審査に当たっては、送付を受けた決算報告書、財務諸表及び事業報告書等の附属書類について、関係諸帳簿の照合とともに、関係法令に準拠して作成され、当事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているか否か、予算執行の適否等についても内容説明を求め、審査を実施したところであります。

第2、審査の結果。

審査に付された決算報告書、財務諸表等は、関係法令に準拠して作成されており、決算の諸計数はいずれも正確であるとともに、平成29年3月31日現在における財政状況及び経営成績を適正に表示されているものと認められたところであります。

財務事務については、総体として適正に執行されたものと認められました。

審査の結果の概要は以下のとおりであるということで、8ページまで省略をさせていただきます。

9ページの結びのところでご報告申し上げます。

10行目から入りますけれども、平成28年度上水道事業の経営成績は、総収益9,270万5,136円、総費用は8,394万6,884円の決算額で、差し引き875万8,252円の純利益を生じ、減債積立金として処分されました。

財務状況は資産合計で9億255万3,058円で、前年度と比較して2,049万4,926円の減少となっております。

次に、資金的収支は、総額5,150万3,005円執行されており、この資金は企業債の発行で470万円を調達し、不足する4,680万3,005円は過年度分損益勘定留保資金3,902万6,961円、減債積立金588万924円、当年度分消費税及び地方消費税資金的収支調整額189万5,120円で補填されております。

また、企業債の当年度末未償還残高は1億9,981万1,101円で、計画的に起債償還が行われております。

水道使用料の未収金については、現年度分、滞納繰越分、それぞれについて収納対策の効果は見られるものの、当年度は692万6,180円で前年度より15万1,250円増加しているが、今後もさらなる収納対策に努力をされたい。

また、不明漏水も減少し、有収率が78.3%であり、原因究明の努力があらわれております。

上水道事業は、給水人口の影響が大きく、当年度の給水人口は4,240人で前年度から28人減少しており、また、計画人口5,020人に対しての普及率は84.5%であり、今後も人口の減少や節水意識の高まりなどから給水収益は年々減少するものと予測されるが、経費節減などの経営努力により収支のバランスが保たれることと、安全で安定した水道水の供給のため、引き続き的確な水需要の予測、使用料の収納対策、効果的な事業の執行による健全な経営、財政基盤の安定を図るとともに、公営企業として住民生活及び生産活動などの公共の福祉の増進が図られるよう努められることを望むところであります。

以上で決算審査意見書の補足説明を終わらせていただきます。

○委員長（黒沼俊幸君） これより認定7案の質疑を行います。

質疑は、内容質疑と総括質疑に分けて行います。

内容質疑は、認定第1号から認定第5号までは決算書、歳入歳出決算事項別明細書について、各案ごとに歳入歳出に分け、認定第1号の歳出は各款ごとに行い、その後、実質収支に関する調書の質疑を行い、認定第6号及び認定第7号については決算附属書類、財務諸表、決算報告書の順に行います。次に主要な施策の成果、その他予算執行の実績報告書について、次に財産に関する調書及び基金の運用状況について、次に健全化判断比率及び資金不足比率報告書について順次質疑を行います。

それでは、決算書及び歳入歳出決算事項別明細書並びに実質収支に関する調書について内容質疑を行います。

初めに、認定第1号、一般会計決算、歳出から行います。

1款議会費について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○委員長（黒沼俊幸君） なければ、2款総務費について質疑を許します。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（黒沼俊幸君） なければ、3款民生費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(黒沼俊幸君) なければ、4款衛生費について質疑を許します。
ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(黒沼俊幸君) なければ、5款労働費について質疑を許します。
ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(黒沼俊幸君) なければ、6款農林水産業費について質疑を許します。
ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(黒沼俊幸君) なければ、7款商工費について質疑を許します。
ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(黒沼俊幸君) なければ、8款土木費について質疑を許します。
ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(黒沼俊幸君) なければ、9款消防費について質疑を許します。
ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(黒沼俊幸君) なければ、10款教育費について質疑を許します。
ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(黒沼俊幸君) なければ、11款災害復旧費について質疑を許します。
ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(黒沼俊幸君) なければ、12款公債費について質疑を許します。
ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(黒沼俊幸君) なければ、13款諸支出金について質疑を許します。
ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長（黒沼俊幸君） なければ、14款職員費について質疑を許します。
ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（黒沼俊幸君） なければ、15款予備費について質疑を許します。
ご質疑ございませんか。

本多君。

○委員（本多耕平君） かなりペースが速かったものですから、前段でちょっと質問できず、最後に来てしまいました。

この予備費ですけれども、私、昨年も27期の認定のときにお伺いいたしましたけれども、改めてまたここで聞きをしたいと思います。

予備費というのは、私が教わったことは、専決になってもかなり自由に予算として使えるというふうに理解をしておりましたけれども、今年度、28年度はこの調書の中で調べますと、9件予備費を使っておりました。特に、その中でも大きな額がございました。ちょっとメモがなかったので、申しわけありませんけれども、この予備費の今回の運用の方法についてももう少し具体的に、出ておりますけれども、二、三件、どの款でもって使用されているのか、まず聞きをしたいと思います。

○委員長（黒沼俊幸君） 企画財政課長・高橋君。

○企画財政課長（高橋則義君） 予備費の執行状況についてのお尋ねにお答えしたいと思います。

まず、2款1項5目、これは町有財産の関係であります。町有施設内の物損事故にかかる賠償で2件で13万7,486円、それから2款1項12目、これは町有車両にかかわるものであります。町有車両の事故賠償金ということで3件で149万913円、次に2款8項2目、これは町バスの運行に係る経費に係るものですが、町バス事故にかかわるレッカー代と修繕料で353万7,614円、次に7款1項3目、これは観光費であります。たしか多和平のトイレのストーブの設置費用で5万856円、次に10款3項3目中学校費ですが、教育施設のアスベスト調査の関係で33万2,100円、それから10款5項2目、これは公民館費で同じくアスベスト調査にかかわる費用で12万9,600円、それから10款5項3目図書館費、同じくアスベスト調査にかかわるもので12万9,600円、それから10款6項2目、これは学校給食調理場ですが、同じく教育施設のアスベスト調査にかかわる費用を急遽必要としたために11万700円ということで、以上の項目について予備費の執行をさせていただいております。

○委員長（黒沼俊幸君） 本多委員。

○委員（本多耕平君） ただいま課長のほうから具体的に事例を出していただいて、金額

のあれが提示されました。その中で特に目立ったことが、いわゆる車の事故の関係が多かったのかなど。そういうことで、今までは多分こういう車の事故等々の責任問題等については、いわゆる専決あるいはまた補正の中で組んだと思うのですが、何でこのたび、今年度はこの予備費の中で充用したのか、お伺いしたいと思います。

○委員長（黒沼俊幸君） 企画財政課長・高橋君。

○企画財政課長（高橋則義君） 町有車両または町有施設の賠償関係につきましては、従前より予備費の対応で一刻も早く執行するという手法をとらせていただいております。

○委員長（黒沼俊幸君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（黒沼俊幸君） なければ、歳入各款一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

本多君。

○委員（本多耕平君） 税金のことで、再度お伺いしたいと思います。

昨年も私お尋ねをいたしましたし、また、今年度の監査の意見書にも出ておられます。いわゆる滞納の問題であります。これは先般、総務所管事務調査でもいろいろと協議をいたし、理解をしたところでありませけれども、改めて28年度のものについてお聞きをしたと、このように思います。

個人町民税、さらには法人税の関係でありますけれども、前年よりは収入未済額が減っていますよということでもありますけれども、今回、いわゆる不納欠損額が出ております。特に個人、そしてまた法人税についても滞納繰越分の調定額が、特に法人の場合は不納欠損額で落としてございます。これらについての重立った、主な、もちろんいろいろなことがあったのでしょうか。しかしながら、何で不納欠損ということになったのか、その件数と大きな理由です。たくさんは要りません。重立ってこのようなことで欠損したというようなことをお伺いしたい。

それと同時に、固定資産税についても同じでございます。そのような、特に2件について法人税、固定資産税の不納欠損に落とさざるを得なかったその辺の経過と、何件、何人ぐらい起こったかを、簡単でよろしいですけれども、お教えいただきたいと思っております。

○委員長（黒沼俊幸君） 税務課長・武山君。

○税務課長（武山正浩君） ただいま本多委員から、なぜこのような不納欠損が出たのかというご質問でございましたが、不納欠損に至るまでの話をすると少し長くなるので、割愛したほうがいいかと思っております。総務経済委員会の中でもご説明させていただいて、その辺の中身は了解していただいているということで、先に進んでお話しさせていただきたい

と思いますけれども、収納対策をやっていった結果、この取り扱いが滞納処分に移行できれば、ずっとその税について徴収手続をとっているわけなのですが、やはり個人であれば、生活状況等により滞納処分の停止をしなければならないということが生じます。法人ですと、解散した等で以降その法人が継続して法人活動しないというようなこともございます。個人であれば、滞納処分の停止をした後、3年経過してもその状態が戻らなければ債権が消滅するということになりますので、これ時効が成立すると私債権と違いまして、援用は必要ございませんので、オートマチックで債権が消滅してしまうということになりますので、個人の部分は町民税、固定資産税、軽自動車税含めて3年で時効完成ということで、その部分について不納欠損の処理をするわけなのですが、法人については解散等して、その後に再開の見込みがないということ等がございまして、即時消滅等の手続をとるということもございます。

今年度の不納欠損の状況でございますけれども、先ほどの部分でいきますと、法人町民税につきましては、一応期間満了が7件、それと即時消滅が2件の9件でございます。

それと、固定資産税につきましては、期間満了が30件、時効優先が1件で、即時消滅1件、これにつきましては現年度分1件を含んでおります。時効5年、3件の計35件の不納欠損処理をしております。

○委員長（黒沼俊幸君） ほかにご質疑ございませんか。

櫻井君。

○委員（櫻井一隆君） 18ページの19款3項4目についてご質問したいと思いますが、よろしいでしょうか。

これについて、収入未済が1,000万円になっているわけです。これは第三セクターについてですね。これについてどのようにこれから考えているのか、お聞きしたいなと思います。

○委員長（黒沼俊幸君） 企画財政課長・高橋君。

○企画財政課長（高橋則義君） 第三セクター貸付金元金収入の件だと思いますけれども、これにつきましては、先ほど監査委員の意見書の中でもありましたように、平成29年3月31日現在でありました条例が失効したことから、貸し付けの延期ができずに未済となったものというふうに認識しております。

○委員長（黒沼俊幸君） 櫻井君。

○委員（櫻井一隆君） 条例失効したからこのような形になったと、こういうことですが、これは以前にも町民説明会でもそこらは出た話なのですから、非常に難しいのは、借り主である第三セクターの社長で、それを認めた町長とのその因果関係というかな、そう

いうところが非常に不明瞭な部分もあって、今後、金利とかそういうものは、これについては発生していくのでしょうかね。

○委員長（黒沼俊幸君） 企画財政課長・高橋君。

○企画財政課長（高橋則義君） ちょっといつの議会だったかは忘れたのですが、基金の貸付条例が失効したところで債権管理はどうするのだという委員のお尋ねがあり、町の財務規則の中で債権の管理のさまざまな手続について定めているというふうに町長の答弁でしていたと思います。その中で、遅延の際の遅延利息といいます、そういったものは定めはございます。これにつきましては、国がほかの団体に貸し付ける際に基準となる利率というものを国のほうで定めておりますが、これは変動する金利でありまして、今現在幾らということはおちょっと申し上げにくいのですが、その一定の納めたところまでの期間で遅延利息は発生することになります、今のところ納めるめどが立っておりませんので、利息は理論上発生していないという状態です。

○委員長（黒沼俊幸君） 櫻井君。

○委員（櫻井一隆君） そうなると、返さなければ利息はもらえなくても、どこかの時点で返してもらえれば利息は国が定めたところによる利率というか、そういうもので返していただけるということですね。短期なのか長期なのか、その貸し付けがいつまで、何日間続くのか、その日にちによってこの貸付利息の利率というのは変動していくものですか。国のそういう定め事というか、そういうものについては。

○委員長（黒沼俊幸君） 企画財政課長・高橋君。

○企画財政課長（高橋則義君） 3月31日に条例失効してしまっていて、本来であれば3月31日に返済すべき債権であります、今現在、返済しておりませんので、10月の何日までの利息というのは日割りの計算で出てまいります。会社として捉えた場合については、当然優先して返済すべき債権になるというふうには認識しております。

（「わかりました」の声あり）

○委員長（黒沼俊幸君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（黒沼俊幸君） なければ、実質収支に関する調書について質疑を許します。
ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（黒沼俊幸君） なければ、以上で認定第1号を終わります。

次に、認定第2号、国民健康保険事業事業勘定特別会計決算、歳出各款一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(黒沼俊幸君) なければ、歳入各款一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

深見委員。

○委員(深見 迪君) 監査委員の方のやつにも載っていたのですが、まず、この事項別明細書決算でいきたいのですが、国民健康保険税が86%ということで、収入未済が約5,000万円あるというふうにして、こっちにまだ入っていないので触れたらまずいかなと思うのだけれども、こっちのほうでは、触れたらまずいと言いながら触れ、監査委員のほうの意見では、どうもこの収納率が「収納対策の効果により」と書いて評価しているかのようなふうに見ているのですが、この未済額の4,988万円、約5,000万円のこの今後の収入の見積もり、見通しというのはどの程度ありますか。

○委員長(黒沼俊幸君) 税務課長・武山君。

○税務課長(武山正浩君) お答えいたします。

監査委員の意見かどうかは別として、このように書かれたのは、昨年度より徴収率が上がっておりますので、そのことに触れたのかなというふうに理解をしております。

それと、約5,000万円近くの未収金ですけれども、これらにつきましては毎年度出てくる滞納分として、引き続き私どものほうで、滞納者に対する納税奨励等、収納対策を引き続き継続して行っていくという考えでございます。

○委員長(黒沼俊幸君) 深見委員。

○委員(深見 迪君) 今、課長のほうから毎年大体このぐらいはというふうに言われましてけれども、私は、この約5,000万円というのは結構大きい金額かなというふうに思うのですね。評価はというふうにされていますか。

○委員長(黒沼俊幸君) 税務課長・武山君。

○税務課長(武山正浩君) 評価ということでございますが、もし語弊があればお許し願いたいと思うのですが、町税の全体収納率につきましては、現滞を含めて国保税ですと約86%台、町税ですと93%台なのですが、町税でいくと、自主納付をしていただける方、私どもの手が一切かからないで自主的に納めていただける方は、町税ですと80%の前半です。85%は多分っていないと思います。ちょっと国保については出してはいないのですけれども、国保が全体で86%台ということは、もしかすると70数%台にいくのかなと。ですから、その残りの部分は私どもでやっている滞納処分、直接滞納処分を行うか、催告で終わっているかという部分はあるのですけれども、やはりそのまま放っておくと納めて

いただけない方になってしまうという方への対応でやっておりますので、固定的な滞納者を出しているということではなく、現年度分でなるべく滞納にならないようには、かなりしつこく電話催告、あと直接戸別訪問して催告等をやっておりますけれども、大体似たような方がどうしても滞納者リストの中には出てきてしまっているという現状もございますので、それらの方について恒常的な滞納にならないようには努力はしているつもりなので、やり過ぎると逆な効果が出ますし、また、やらないで放っておくと、当然のように残ってしまうということもございますので、同じ額が残っているという部分で、それをよしとしている部分ではないのですけれども、滞納額が残らないような努力はさせていただいているということでご理解をいただきたいなと思います。

(「いいです」の声あり)

○委員長(黒沼俊幸君) ほかにご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(黒沼俊幸君) なければ、実質収支に関する調書について質疑を許します。
ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(黒沼俊幸君) なければ、以上で認定第2号を終わります。
次に、認定第3号、下水道事業特別会計決算、歳出各款一括して質疑を許します。
ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(黒沼俊幸君) なければ、歳入各款一括して質疑を許します。
ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(黒沼俊幸君) なければ、実質収支に関する調書について質疑を許します。
ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(黒沼俊幸君) なければ、以上で認定第3号を終わります。
次に、認定第4号、介護保険事業特別会計決算、保険事業勘定、歳出各款一括して質疑を許します。
ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(黒沼俊幸君) なければ、保険事業勘定、歳入各款一括して質疑を許します。
ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(黒沼俊幸君) なければ、実質収支に関する調書について質疑を許します。
ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(黒沼俊幸君) なければ、介護サービス事業勘定、歳出各款一括して質疑を許します。
ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(黒沼俊幸君) なければ、介護サービス事業勘定、歳入各款一括して質疑を許します。
ご質疑ございませんか。

深見委員。

○委員(深見 迪君) サービスですから国保税とは違うかなというふうに思うのですが、サービスのほうの収入、これの収入済額のパーセントが非常に高い、ほぼ100%に近いような数字になっているのですけれども、これはまず例年、毎年サービスに対する収入というのは、このぐらい出ているのだというふうに見てよろしいのでしょうか。

○委員長(黒沼俊幸君) やすらぎ園長・中村君。

○やすらぎ園長(中村義人君) お答えしたいと思います。

サービス事業勘定につきましては、128ページに未済額が57万9,500円というのがあります。例年同じような金額がありまして、内容につきましては……

(「内容はいいのですよ」の声あり)

○やすらぎ園長(中村義人君) いいですか。

(「これぐらいの収納率が毎年保たれているのですかということ」の声あり)

○やすらぎ園長(中村義人君) 毎年度この程度の収納率を誇っております。失礼いたしました。

(「よろしいです」の声あり)

○委員長(黒沼俊幸君) なければ、介護サービス事業勘定、歳入各款一括して質疑を許します。
ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(黒沼俊幸君) なければ、実質収支に関する調書について質疑を許します。
ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(黒沼俊幸君) なければ、以上で認定第4号を終わります。

次に、認定第5号、後期高齢者医療特別会計決算、歳出各款一括して質疑を許します。
ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(黒沼俊幸君) なければ、歳入各款一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(黒沼俊幸君) なければ、実質収支に関する調書について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(黒沼俊幸君) なければ、以上で認定第5号を終わります。

以上で認定第1号から認定第5号までの決算書及び歳入歳出決算事項別明細書並びに実質収支に関する調書の内容質疑を終わります。

◎散会の宣告

○委員長(黒沼俊幸君) お諮りいたします。

本委員会に付託を受けました認定7案は、なお精査の要ありと認められますので、継続審査といたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(黒沼俊幸君) ご異議ないものと認めます。

よって、認定第1号、認定第2号、認定第3号、認定第4号、認定第5号、認定第6号、認定第7号は継続審査と決定いたしました。

お諮りいたします。本日の委員会はこの程度にとどめ、散会いたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(黒沼俊幸君) ご異議ないものと認めます。

よって、本日の委員会は散会することに決定いたしました。

なお、明日10月19日は午前10時から委員会を開きますので、議場に参集願います。

以上で本日の委員会を散会いたします。

(午後 2時52分)

以上会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

標茶町議会議長 舘 田 賢 治

年長委員 黒 沼 俊 幸

委員長 黒 沼 俊 幸

平成28年度標茶町各会計決算審査特別委員会記録

○議事日程（第2号）

平成29年10月19日（木曜日） 午前10時00分 開議

付議事件

- 認定第 1号 平成28年度標茶町一般会計決算
- 認定第 2号 平成28年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計決算
- 認定第 3号 平成28年度標茶町下水道事業特別会計決算
- 認定第 4号 平成28年度標茶町介護保険事業特別会計決算
- 認定第 5号 平成28年度後期高齢者医療特別会計決算
- 認定第 6号 平成28年度標茶町病院事業会計決算
- 認定第 7号 平成28年度標茶町上水道事業会計決算

○出席委員（11名）

委員長	黒 沼 俊 幸 君	副委員長	深 見 迪 君
委員	櫻 井 一 隆 君	委員	後 藤 勲 君
〃	熊 谷 善 行 君	〃	松 下 哲 也 君
〃	渡 邊 定 之 君	〃	鈴 木 裕 美 君
〃	平 川 昌 昭 君	〃	本 多 耕 平 君
〃	菊 地 誠 道 君		

○欠席委員（0名）

○その他の出席者

議 長 館 田 賢 治 君

○委員会条例第19条の規定により説明のため出席した人

町 長	池 田 裕 二 君
副 町 長	森 山 豊 君
総 務 課 長	牛 崎 康 人 君
企画財政課長	高 橋 則 義 君
税 務 課 長	武 山 正 浩 君
管 理 課 長	相 原 一 久 君
住 民 課 長	松 本 修 君

保健福祉課長	伊藤順司君
農林課長	村山裕次君
農林課参事	柴洋志君
育成牧場長	類瀬光信君
水道課長	細川充洋君
建設課長	狩野克則君
事業推進室長	常陸勝敏君
病院事務長	山澤正宏君
やすらぎ園長	中村義人君
教育長	島田哲男君
教委管理課長	穂刈武人君
指導室長	蠣崎浩一君
社会教育課長	伊藤正明君
農委事務局長	相撲浩信君
監査委員	田中俊彦君
監査委員	川村多美男君
会計管理者	
兼出納室長	飯島猛美君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	佐藤弘幸君
議事係長	小野寺一信君

(委員長 黒沼俊幸君委員長席に着く)

◎開議の宣告

○委員長（黒沼俊幸君） 昨日に引き続き平成28年度標茶町各会計決算審査特別委員会を開きます。

ただいまの出席委員11名、欠席なしであります。

(午前 10時05分開議)

◎認定第1号ないし認定第7号

○委員長（黒沼俊幸君） 本委員会に付託を受けました認定第1号、認定第2号、認定第3号、認定第4号、認定第5号、認定第6号、認定第7号を一括議題といたします。

昨日に引き続き内容質疑を行います。

認定第6号、標茶町病院事業会計決算、決算附属書類について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

平川君。

○委員（平川昌昭君） 附属書類でよろしいですね。

今回の28年度の中で、主に貸借対照表のこれは5ページに出ておりますが、資産の中で固定資産と、流動資産の中に現金・預金とこの未収金、一部、貯蔵品ということが出ております。これは毎年度、貯蔵品ということで計上されておりますが、昨年度と比べると若干動きがありますね、貯蔵品につきましては。

それで、これは19ページに参考、貯蔵品の内訳等が載っております。それをもとにちょっとお尋ねをしたいのは、全体で997万5,000円で、薬品が主に70%強、約700万円の薬品ですから、当然これは流動資産として、資産が伸びれば大変結構なことなのですが、薬品ということになれば、多分に古いものもありましょうし、また、新しいものもできてくる。また、医師によって、科目によっては当然動きが出てきているわけですから、この昨年度と随分ちょっと貯蔵品の内容が違っております。その辺について、薬品の扱いについて、内容的なことは非常に膨大だと思うのですが、この金額についてどのような裁定をされているのかなど。28年度についてですよ。その辺ちょっとお聞きしたいなと思います。

○委員長（黒沼俊幸君） 病院事務長・山澤君。

○病院事務長（山澤正宏君） ただいまのご質問にお答えいたします。

参考資料の19ページに貯蔵品の内訳がございしますが、昨年度と比較をしますと、昨年度は薬品から診療材料、給食材料を含めて合計金額では1,000万円ちょっと超えていた決算額となっておりますが、今回は、昨年度と比較すると約13万6,266円という金額が、今

回は減少しているという状況になっておりますけれども、この中の薬品については、昨年よりちょっと10万9,000円ほど、今年度ふえております。薬品の関係につきましては、先ほど委員からもいろいろお話がありましたように、うちの病院で今扱っている品数としては、850を超える薬を取り扱っていて、その3月31日現在で残っているというか、抱えたのがこの金額と、690何がしという数字になっているわけでございます。それぞれ使用期限というのが決まって、それぞれ薬によってありますので、できるだけ使用効率を上げていきたいという形で、それぞれ医師がその薬の使用の仕方について注意を払いながら、この間、薬品を使用してきているという状況にあります。内科、外科、小児科、産婦人科と4つの診療科目がございますので、それぞれ診療される先生の状況によっては、いろいろな薬の使い方がございますので、細かい分析というのはちょっとなかなかここではできてはいないのですけれども、できるだけ我々、病院の経営的には、できるだけここは、薬品的には、在庫としては、できるだけ使用効率をよくするために、金額をできるだけ抑えられるように、そして使用効率を高められるようにしていきたいという考え方でこの間もやってきておりますので、これからもそのことについては継続をさせていきたいという考え方を持っているところでございます。

○委員長（黒沼俊幸君） 平川君。

○委員（平川昌昭君） 理解いたしました。

委員長、これ13ページのキャッシュフローのほうに移行して質問してよろしいですか。いいですか。

○委員長（黒沼俊幸君） いいですよ。

○委員（平川昌昭君） 例えば13ページのキャッシュフロー、これは現金の増減ですね。この中に棚卸資産の減少額と計上されております。28年度は13万6,266円。この棚卸資産というのは、いわゆるこの薬品等々も入ってきますから、ここの備考欄に薬品ほかと書いておりますね。ここは平成27年度と比較しますと、27年度は289万円でこれ相当減額してありますが、相当な差額がここで計上されているのですね。例えば、この棚卸資産の減少額が、これによって業務活動によるキャッシュフローですとか、2番の投資活動、財務活動等々によってこの合計額が非常に影響されてくる。そうすると、6番の最後の資金期末残高が当然ここに影響してくるわけですね。それで、今回は棚卸資産の減少を13万6,000円に抑えております。棚卸資産というのは、実際は流動資産、いわゆる先ほど言った薬品ほか九百何十万円も入ってくるわけですから、当然その中の薬品ほかを13万6,000円減少させましたよと。これ、この辺と、昨年と比較した減少額とここの内容について、どういふふうになって落としてきたのか、ここのところをちょっとお聞きしたかったのです。

○委員長（黒沼俊幸君） 病院事務長・山澤君。

○病院事務長（山澤正宏君） お答えいたします。

昨年度の決算のキャッシュフロー、平成27年度のキャッシュフロー計算と比較すると、この(10)の棚卸資産の減少額につきましては、プラス303万4,000円ほどふえている今年度の決算となっております。この13万6,266円につきましては、資料の先ほど19ページのほうでありますところの薬品から給食材料までの合計金額が997万5,168円という今年度の決算に対して、ことしの4月1日現在でのこちらのほうの棚卸資産残高については、1,111万1,434円と。今回、この997万5,000円、16万8,000円という、年度末現在での残高との比較でいきますと、13万6,266円が減少しましたよと。4月1日から3月31日の1年間の中で比較すると13万6,266円の減少になりましたということで、ここにこの13万6,266円という数字が記載されているわけでございます。これは、薬品費ほか診療材料や給食材料も含んだ数字となっております。

○委員長（黒沼俊幸君） 平川君。

○委員（平川昌昭君） 3回までですか。まだいいのですね。

○委員長（黒沼俊幸君） いいよ。

○委員（平川昌昭君） わかりました。それで、お聞きしたかったのは、もう一回前に戻りますけれども、例えば、本町の公営事業である町立病院の流動資産の中で、薬品が占めるというのは、これは流動的ですから、適正な価格というのはどの辺に重点的に置くのか。これは、例えば内科、外科、小児科、リハビリ科、もういろんな項目がありますから流動します。もちろん流動します。しかし、都市部の総合病院と違って、今先ほど聞いたのは、一千何ぼですか、その品目ですから流動しますし、古いものもありますから、大いに活用するということは、先ほど答弁いただきました。どの程度のものを、いわゆる適正的な金額、適正比率といえますか、ここを重点的に置かれているのかと。これはなぜかという、棚卸資産に非常に影響してくるのですね。ここがだからポイントになってくると一つ思うのですよ。それと同時に、キャッシュフローのほうに移りますが、キャッシュフローというのは、1部、2部の、一般的には法人の会社が、上場している会社がこれは義務づけられて、平成12年ですか。公立の病院というのは、そんなに年数たっていない、25年か26年度から義務づけられた、ちょっと私もなかなか勉強難しいなと思いながら見ていたのですが、要は、棚卸というのが非常にウエートを占めてくる、その中の薬品率の占める割合というものにどの程度力点を置かれているのか、類似の病院とも比較されているのかどうか、この辺ちょっとお聞きをしておきたいと思います。

○委員長（黒沼俊幸君） 病院事務長・山澤君。

○病院事務長（山澤正宏君） ただいまのご質問にお答えいたしますが、ほかの類似している病院との比較というのは特にできていないのですけれども、内科、外科、小児科、産婦人科、そのほかに救急外来もやっておりますから、救急外来の対応のための薬品も当然備えておく必要がありますので、そういったことを含めて、目安というか望ましい薬品、どの程度抱えておくかというのは、ちょっと私としては現時点では答弁するのが難しいということでありまして、それには明確なお答えはできかねるところでございますので、これでご理解をいただければというふうに思います。

○委員長（黒沼俊幸君） 平川君。

○委員（平川昌昭君） 答弁が難しいというのはいろいろ配慮があつてのことかなと、私も察しはしますが、しかし、この比率というのはある程度押さえておかないと、流動資産ですから。そういう面では、事務長が答弁しにくければ、どなたかが答弁いただければ質問を終わりますけれども。

○委員長（黒沼俊幸君） 副町長・森山君。

○副町長（森山 豊君） お答えいたします。

今、事務長のほうでお答えしましたけれども、なかなか変動が激しい部分がありましょし、その部分ではなかなか押さえづらいなというふうには思っていますけれども、極力そういう形では確認をしながら進めてまいりたいと思いますので、ご理解いただきたいと

○委員長（黒沼俊幸君） ほかにご質疑ございませんか。

菊地君。

○委員（菊地誠道君） 私は、ただいまの流動資産、負債についての質問もありましたけれども、2ページが一番下の資本的収入額が資本的支出額に不足する額、減債積立金処分額と、それから過年度分損益勘定留保資金と書いていますけれども、減債積立金処分額というのは、4ページにも項目と金額が載っていますからわかるのですが、最後の過年度分損益勘定留保資金、この金額というのはなかなか数字を見てもわかりづらいので……

（「今このところはやっていないのではないか。これは附属資料ではないから」の声あり）

○委員（菊地誠道君） だめなのですか。

○委員長（黒沼俊幸君） 次のときでお願いします。

○委員（菊地誠道君） 済みません。間違えました。

（「附属資料ではないから。今、ここの番来るから」の声あり）

○委員長（黒沼俊幸君） そうしたら、次の場面に移ったときに。

○委員（菊地誠道君） はい、済みません。

○委員長（黒沼俊幸君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（黒沼俊幸君） なければ、財務諸表について質疑を許します。菊池委員、また、いいですよ。

○委員（菊地誠道君） 間違えました。

同じことを言いますけれども、この過年度分損益勘定留保資金、この金額というのはなかなか我々にはわかりづらい部分なので、どういった金額の根拠といたしますか、どこから持ってきたのか、わかりやすくご説明いただければと思います。

○委員長（黒沼俊幸君） 病院事務長・山澤君。

○病院事務長（山澤正宏君） お答えいたします。

まず、こちらの2ページの下段に書いてあります減債積立金処分額というのは、これは前年度の純利益になるものでございます。過年度分損益勘定留保資金のほうでございませうけれども、こちらは昨年度決算をしたときの内部留保資金がまずあって、それに今年度増加する部分として、減価償却費と資産減耗費が、こちらの決算書で言うと3ページですね、損益計算書でちょっとご説明いたしますと、減価償却費というのが、2の医業費用の中の（4）のところに6,614万九千何がしの数字、それと（5）の資産減耗費158万何がしという数字がございませうけれども、この金額を加え、さらに差し引きするものがございまして、3の医業外収益の中の（5）長期前受金戻入額492万5,283円、これは差し引きするものでございます。先ほどの減価償却費、資産減耗費を足して、そして長期前受金を差し引きするという形の部分のまず形で数字が出てまいりますし、あと収益的収入、今年度分の利益剰余金65万2,000円というのが、当年度純利益65万2,950円。それと、資本的収支調整額、資本的収支のほうの仮払消費税、地方消費税から仮受消費税、今回ゼロ円です。今年度の決算書で言いますと、資本的な部分で言うと今年度の仮払地方消費税113万884円というのが2ページの備考の欄にあるかと思えます。それから、収入については消費税ゼロですから、この113万884円というのが、こちらのほうの補填財源になります。そういたしますと、その中の財源の中から、今回、昨年度の決算の残高としては、内部留保資金の残高としては、1億4,709万1,960円の27年度決算での残高がございましたので、そして今、先ほど申し上げました増加する部分、減価償却費、資産減耗費、そして長期前受金を差し引いた金額と、今年度の剰余金65万2,950円、そして最後に申し上げましたこの消費税収支調整額、113万884円を加えた部分の原資から、今回の不足する部分という形の中で、この補填財源の中から今回こちらのほうの不足分を補填するというところで決算をさせていただいており

ます。これによって、今年度の自己財源というか内部留保資金は、9,896万8,886円あるという形になってございます。

○委員長（黒沼俊幸君） 菊地君。

○委員（菊地誠道君） 今、詳しく説明を受けたのですが、1回聞いただけでは、このやり方というのかな、仕組みというのなかなか理解できない部分があって、我々は、考え方としては、例えばこの後に出てくる上水道も同じような項目で載っていますけれども、こちらは資産があって負債が少ないということで、何となくあれはわかるのですが、それとはまた別に、今、説明を受けた中で、いろんなところから充当していると。もうちょっとわかりやすくないのかという感じもしないわけでもないのだけれども、1回説明を受けたって、理解してくださいといたって、ちょっと私の頭ではなかなか難しい部分があってね。

○委員長（黒沼俊幸君） もう一度説明してくれということですか。わからないということか。

○委員（菊地誠道君） いや、数字的には、これとこれとこれとあれを足せばこうなっているのだということなのですが、仕組みとしてこの留保資金が、例えばこの後に出てくる上水道のように資産が多くて負債が少なくて、そういったバランスで、ああそうか、留保資金から持ってくるのかなというのは、資産がたくさんあってそこから持ってくるので埋め合わせするというのは基本的にはわかるのですが、今のようにこういう場合は、これは流動資産と負債合計、大した金額、同じような数字が出ていますよね。こういう場合というのは、同じ手法でこういった財源の確保といいますか、充当するのか、その辺もちょっと聞きたいと思います。

○委員長（黒沼俊幸君） わかったと思うのだけどな、質問の内容。

（「私の頭ではなかなか」の声あり）

○委員長（黒沼俊幸君） 休憩しますか。休憩した中で。

では、休憩いたします。

休憩 午前10時30分

再開 午前10時37分

○委員長（黒沼俊幸君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

病院事務長・山澤君。

○病院事務長（山澤正宏君） ご質問にお答えいたします。

これまで病院のほうで減価償却費だとか資産減耗費などの資産などを、積み上げをこの間行ってきておまして、また、貸している貸付金などを含めて、自主財源というのですか、自己財源の中から、今回この資金的収支の不足額については、この中から補填をするという対応をさせていただいているということでございます。

よろしいですか。

(「そういうことなんだね」の声あり)

○委員長(黒沼俊幸君) ほかにご質疑ございませんか。

後藤君。

○委員(後藤 勲君) 立ち上がって話するようなことでもないのですけれども、この用紙、ページ数がどうも隠れて見えないので、この折れている表に書いてもらえば助かるのですけれども、できればそのようにお願いしたいと思いますけれども。開くときにわからなくて困るので。折っているやつ。

(「ページ数のね」の声あり)

(何事か言う声あり)

○委員(後藤 勲君) そうだよな。何とかできないのかと。

○委員長(黒沼俊幸君) 病院事務長・山澤君。

○病院事務長(山澤正宏君) お答えいたします。今のご質問については、皆さんにわかりやすいようなページのつけ方、工夫をさせていただきたいと思います。

○委員長(黒沼俊幸君) ほかにご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(黒沼俊幸君) なければ、決算報告書について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(黒沼俊幸君) なければ、以上で認定第6号を終わります。

続いて、認定第7号、標茶町上水道事業会計決算、決算附属書類について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(黒沼俊幸君) なければ、財務諸表について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(黒沼俊幸君) なければ、決算報告書について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(黒沼俊幸君) なければ、以上で認定第7号を終わります。

次に、標茶町の歳入歳出決算に係る主要な施策の成果、その他予算執行の実績報告書について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

鈴木君。

○委員(鈴木裕美君) 22ページのごみ処理施設対策事業なのですが、ここに施策の成果が書かれておりますが、一昨年からディスポーザーの町民への助成ということなのですが、どのぐらいの件数が利用されていたのかを伺っておきたいと思います。減量が図られたということですので。

○委員長(黒沼俊幸君) 住民課長・松本君。

○住民課長(松本 修君) 答えいたします。

平成28年度、ディスポーザーの導入台数ですけれども、補助が6台に対して行われております。

○委員長(黒沼俊幸君) 鈴木君。

○委員(鈴木裕美君) それから、決算資料はよかったですか。事務報告書。

○委員長(黒沼俊幸君) はい。

○委員(鈴木裕美君) それでは、35ページに身体障害者の状況ということで、27年、28年度の比較が、手帳交付状況が記載されておりますが、透析を受けられている患者さんというのは1級に該当するというふうに承知をしていたわけですが、28年度118名中、透析の患者さんというのは何人ぐらいいるのでしょうか。

○委員長(黒沼俊幸君) ちょっと休憩します。

休憩 午前10時42分

再開 午前10時42分

○委員長(黒沼俊幸君) 再開します。

いいですか。そうしたら続行してください。

○委員(鈴木裕美君) はい。ごめんなさいね。

教育委員会の関係で、社会教育の31ページ、成果の中での青年教育の中で、成人式の開催等々がうたわれておまして、実績として35万8,000円が記載されておりますが、事務報告書等との比較におきましては、前夜祭においては92万何がしが使用されておりますが、

他団体の青年教育とはどのような団体を示すのか伺っておきたいと思います。

○委員長（黒沼俊幸君） 社会教育課長・伊藤君。

○社会教育課長（伊藤正明君） お答えいたします。

ここで言う団体育成につきましては、成人式の実行委員会で組織しました団体に対する補助金が入っております。約9万3,000円。そのほかに、青年団体で補助等を行っているところはございません。ただ、35万8,000円の中に、今言いましたように、実行委員会に9万3,000円のほかに、成人式そのものにかかる経費、それが残りの26万5,000円ほど加わったの金額を表示させていただいております。

○委員長（黒沼俊幸君） ほかにご質疑ございませんか。

渡邊君。

○委員（渡邊定之君） 15ページの心身障害者福祉の向上の部分の福祉団体活動助成というところでの質問です。この手話の会、身障会、育成会、難病連等に対する助成というのは団体の申請によるものなのか、それとも、ある程度何か基準で示されているのでしょうか。

○委員長（黒沼俊幸君） 保健福祉課長・伊藤君。

○保健福祉課長（伊藤順司君） お答えいたします。

こちらの助成につきましては、各団体からの助成申請に基づき支出しているという状況でございます。

○委員長（黒沼俊幸君） 渡邊君。

○委員（渡邊定之君） 次に23ページ、農業経営の振興の一番下の部分、牛乳消費拡大事業の部分ですけれども、私の記憶ですと、食のつどいは前年度実施されたのか、食のつどいへの助成を行うことということであるのですけれども、この辺の確認といたしますか、どうですか。

○委員長（黒沼俊幸君） 農林課長・村山君。

○農林課長（村山裕次君） お答えいたします。

ただいま、食のつどいを昨年度実施したかというようなご質問だったと思うのですが、昨年4月16日に食のつどいを開催しております。参加人数につきましては、116名の参加をいただいているところです。

（「はい、わかりました」の声あり）

○委員長（黒沼俊幸君） ほかにご質疑ございませんか。

後藤君。

○委員（後藤 勲君） 7ページの一番下の「学校教育施設の維持補修に努めました」と

いうところなのですけれども、「直営で軽微な営繕等による維持管理を継続的かつ計画的に推進しました」ということなのですけれども、これは通常どのような仕事をやっているのか、例えば教員住宅の修理だとか、恐らくそういうような小さいものだろうと思うのですけれども、これ何人がいて年間どのような仕事を主にやっているのか、それと勤務時間についてもどのような状況になっているのか、お聞きをしたいと思いますけれども。

○委員長（黒沼俊幸君） 教育委員会管理課長・穂刈君。

○教委管理課長（穂刈武人君） お答えしたいと思います。

直営の部分につきましては、標茶中に配置しております公務補が営繕兼務ということで1名、営繕担当、軽微な営繕ということで、職員住宅あるいは学校のもろもろ、いろいろな棚とか、あと窓枠、サッシの修理とか、そういった本当に簡単な修理、そういったものを担当するというで行っていただいております。勤務時間につきましては、これ非常勤職員でありますので、3分の2ということで、非常勤職員に準じた勤務体制という形になってございます。

（「何人いるのかな」の声あり）

○委員長（黒沼俊幸君） 後藤君、手を挙げて、許可を得てからお願いします。

○委員（後藤 勲君） 内容的にはある程度わかるのですけれども、何人が公務補ということでやっているのかわからないのですけれども、例えば、どの程度と言ったらいいのかわからないのですけれども、業者に発注するような仕事までやっているやに聞こえたりもするのですけれども、この辺のところの役割というのは、どのような形でもって判断してやっているのかなと思うのですけれども。

○委員長（黒沼俊幸君） 教育委員会管理課長・穂刈君。

○教委管理課長（穂刈武人君） お答えします。

まず、人数なのですけれども、これは標茶中学校に配置しております非常勤の公務補1名を営繕担当ということで、兼務で発令しているという形でございます。それと、あとその業務内容については、先ほどお答えしたとおり軽微なものということで、業者のほうに発注するまでもなく作業ができる、そういったものを選別しながら、兼務している非常勤職員のほうにお願いをしている、そのような形で対応させていただいております。

○委員長（黒沼俊幸君） ほかにご質疑ございませんか。

深見君。

○委員（深見 迪君） 2ページ中段ですが、水産業の振興で、塘路湖、シラルトロ湖の環境保全の問題ですが、この湖の環境保全に何か問題はあるのでしょうか。あるいは、「留意しつつ」と書いてありますが、何か手だてを講じているのでしょうか。現状の状況

はどういうふうに評価していますか。

○委員長（黒沼俊幸君） 企画財政課長・高橋君。

○企画財政課長（高橋則義君） 文面にありますようなことについて、特に問題意識というのは持ってはおりませんが、当然、環境ですので、さまざまな国や道やまた環境団体等の連携の機会もありますし、また、漁業協同組合のほうの会議等にも参加させていただいた中から、引き続き留意してまいりたいというふうに考えております。

○委員長（黒沼俊幸君） 深見君。

○委員（深見 迪君） 現状では特に問題はないというふうな認識でいいのですね。はい、わかりました。

○委員長（黒沼俊幸君） ほかにご質疑ございませんか。

（「まだあります。いいですか」の声あり）

○委員長（黒沼俊幸君） はい。深見君。

○委員（深見 迪君） 7ページですが、きょうは余り詳しく聞きませんが、これも中段、教職員の多忙化の問題です。

昨今、ほぼ毎日のように、教職員の多忙化の問題が取り上げられています。ひょっとしたら、いじめの問題なんかもここから来ているのかなと思うのですが、ここでは、「効果的な取り組み事例の情報提供などを行い、教職員の多忙化をできるだけ解消できるよう」というふうに、取り組みをしていると書いてあるのですが、実態はどういうふうに捉えているのか、非常に効果的な取り組みの内容になっているのかどうか、それから、部活の解消が随分、文部科学省からも言われているのですが、これなんかも取り組んでいるのか伺いたいと思います。

○委員長（黒沼俊幸君） 教育委員会管理課長・穂刈君。

○教委管理課長（穂刈武人君） お答えしたいと思います。

まず、教職員の時間外の多忙化の実態でございますけれども、これにつきましては、私ども、いろいろ道教委と連携をしながら、この間、取り組みを進めてまいりました。

それで、年間を通して、個別に学校長と面談する機会もありますし、教育長、指導室長も何度か学校の訪問をする機会もあります。また、職員団体の先生方とも年間、定期的に意見交換する機会がありますので、そういった中で、実態の把握と申しますか、先生方の声を聞くというような機会を通して、私どももこの町内の現状、これを把握してございます。

それで、いろいろ各学校の状況によって、実情によって、かなり差はあるのかなというふうに、これは押さえてございます。特に、中心校の標小・中については、いろいろこれ

は先生方の体制を含めて、経験値を含めての話になるのですけれども、それぞれ頑張っている先生というのですかね、業務によっては、これは年間を通してびっちりというわけではないのですけれども、学校行事とか重なったときには、やっぱり時間外勤務をせざるを得ないというような状況にはなっているのかなというふうに押さえておりますが、この間いろいろ道教委が示している重点、取り組み、そういったものも、それぞれ各学校、取り組みを進める中で、この多忙化に向けて幾らかでもこの解消をしていくということで、先進的な取り組み事例等も情報を提供しながら取り組んでいるというような状況でございます。

それで、部活動の関係につきましても、これも中学校の部分なのですが、特に標茶中学校の部分につきましては、この間、顧問の先生の負担軽減を図るということで、これについてもいろいろ取り組みされてきてございます。時間、活動の縮小とか、週1回の部活動休止日の設定ですとか、あるいは、例えば土日に大会とかが入ったら月曜日は部活動休止しますとか、あるいは部活動の顧問、複数制をしきながら1人の先生に負担がかからないように、そういった取り組みを進めながら少しでも多忙化を解消していくということで、取り組みを進めているということで、私ども押さえているという状況でございます。

○委員長（黒沼俊幸君） 深見君。

○委員（深見 迪君） 今言った部活動についても、時間外についても、時間外手当なんか出ていないわけですよ。それで、きょうは詳しく聞きませんが、実態として、文部科学省が今、警鐘乱打というか、言っているところの、教職員の多忙化の実態というのは、標茶でも感触としてあるのかどうなのか、そこだけ伺います。

○委員長（黒沼俊幸君） 教育委員会管理課長・穂刈君。

○教委管理課長（穂刈武人君） お答えしたいと思います。

それで、先ほど答弁したように、かなり学校によってはばらつきが出てきているのかな、あるのかなというところがあります。市街地以外の学校については、聞くところによると、土日の部活動は行っていませんとか、大会近くになればこれはあるのですけれども、大会がない場合については土日の部活動は行ってない。あと、平日もスクールバスが迎えに来る5時半ぐらいまでには部活動終了しているというふうに聞いております。ただ、標茶中学校も、以前に比べると部活動の時間もかなり短くなってしまっていて、現在ですと、夏場は6時半、冬場は6時にはもう一斉下校という形で、あるいは土日の活動も、以前ですと1日通して活動していたのを半日にするとか、あと土日の場合にはどちらかは休むとか、そういった形でやっていますので、これは先生方の頑張りというのですか、子供や保護者の期待に何ほかでも応えようという、そういった頑張りもあるのですけれども、その部分

も含め、かなり実態としては多忙というのですか、そういった部分はないわけではないのかなと。ただ、やはり先生方も頑張ろうという気持ちの中でやっているというところも、実態としてはあるのかなというふうに押さえているところでございます。

○委員長（黒沼俊幸君） 深見君。

○委員（深見 迪君） 23ページなのですが、ちょっと私が非常に認識不足で、簡潔な質問なのですが、農業経営の振興で4番目の標茶町野菜生産振興会運営事業という物々しい名前で10万円の予算がついているのですが、これどういうことをしているのでしょうか。

○委員長（黒沼俊幸君） 農林課長・村山君。

○農林課長（村山裕次君） お答えしたいと思います。

具体的な取り組みということだと思いますが、野菜農家、ここで言いますと阿歴内の大根農家さんの組合がありまして、そこでその大根についての研究を、研究といいますか、その生産に関する情報交換等々を行っている関係でございまして。

○委員長（黒沼俊幸君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（黒沼俊幸君） なければ、以上で標茶町の歳入歳出決算に係る主要な施策の成果、その他予算執行の実績報告書についての内容質疑を終わります。

次に、財産に関する調書及び基金の運用状況について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

深見君。

○委員（深見 迪君） 3ページの23番のスケートリンク除雪車、これはちらっと聞いたのですけれども、町立病院の車の払い下げだとかなんとかと聞いたのですが、何年ぐらい経過した除雪車なのか、それをちょっと聞きたいなど。

○委員長（黒沼俊幸君） 休憩いたします。

休憩 午前11時03分

再開 午前11時04分

○委員長（黒沼俊幸君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

管理課長・相原君。

○管理課長（相原一久君） お答えいたします。

23番目でございますスケートリンク除雪車につきましては、車両といたしましては三菱

のジープでございまして、取得からの経過につきましては、およそ30年程度の経過というふうにご考えております。

○委員長（黒沼俊幸君） 深見君。

○委員（深見 迪君） 私も行って見たことがあるのですけれども、普通の軽い雪であれば排土板をつけて十分間に合うのですが、少し重たい雪で少し降るとなかなか機能を発揮しないという話を聞いたのですが、そういう情報というのは入っていないですか。

○委員長（黒沼俊幸君） 社会教育課長・伊藤君。

○社会教育課長（伊藤正明君） お答えいたします。

降雪の状況にもよりますが、降雪の状況と、あとは降る時間帯にもよります。日中の管理体制の中で降っている雪については、ある程度積雪が高くないうちに、作業のほうは、ジープに排土板をつけたもので回りながら除雪はしておりますが、例えば長時間、夜間を通して降る雪については、夜間の除雪作業というのはできませんので、どうしても翌日に回ってしまいます。そのときに、例えば20センチ、30センチ積もっていた場合には、そのジープでは対応できないという状況にはあります。そのためには、ほかの方法としては、除雪機を人海でトラックの中を回るように少しずつ排雪していくという作業で対応をしております。

○委員長（黒沼俊幸君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（黒沼俊幸君） なければ、以上で財産に関する調書及び基金の運用状況について内容質疑を終わります。

次に、標茶町決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率報告書について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（黒沼俊幸君） なければ、以上で標茶町決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率報告書について質疑を終わります。

以上で認定7案の内容質疑を終わります。

休憩いたします。

休憩 午前11時06分

再開 午前11時11分

○委員長（黒沼俊幸君） 休憩前に引き続き委員会を開きます。

続いて、認定7案、一括して総括質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

櫻井委員。

○委員（櫻井一隆君）（発言席） 私は、2つほど質問したいと思います。

逐条でもやりましたが、18ページ、19款3項4目の第三セクター、これについてちょっとお話ししたいと思います。第4次3ヶ年実施計画書、これ、第三セクター運営資金の貸し付けというのがちょっと出ていたのですよ。青い表紙ですね。そうすると、39年からということをやっているのですが、ここで1,000万円、きのうの時点では款項の質問の中では1,000万円についての貸し付けがありまして、それについての金利のことを伺いました。そうしたら、3月31日以降、きのうの時点までの間の金利は返せるのだったら発生するけれども、返してなかったら金利も発生しないというお話でございました。

それで、そうなのかなと思っておったわけなのですが、その第4次3ヶ年実施計画書なるものには、第三セクターの無利子貸付金というものが1,000万円うたわれているのですよね。そうすると、きのうは利息が発生するという、今度出てくるであろう継続するものが無利子貸付金なるものをうたっているということは、どういうふうに解釈すればいいのか、そこの整合性というものはどうなっているのですか。

○委員長（黒沼俊幸君） 企画財政課長・高橋君。

○企画財政課長（高橋則義君） お答えをいたします。

昨日の逐条審議の中で、財務規則に基づいてただいま条例が失効しておりますので、財務規則に基づいて債権管理しているというお話をいたしました。それで、金利ということですが、正式な言葉としては、財務規則上は延納利息という言葉になります。

それで、先ほど総合計画の関係で1,000万円の無利子というお話がありましたが、それは3月31日に失効した貸付条例並びに規則に基づく考え方で、条例の中では利息はいただくという定めがありますが、規則の中で利息は当分の間取らないという手続になってございますので、そういう表現となっております。

○委員長（黒沼俊幸君） 櫻井君。

○委員（櫻井一隆君） この第三セクター無利子資金貸し付けというのは、こういう条例に基づいて貸すよと、こういうお話でございませうか。

○委員長（黒沼俊幸君） 企画財政課長・高橋君。

○企画財政課長（高橋則義君） 委員がお尋ねのとおり、第三セクターの貸付金につきましては、当時ありました条例及び規則に基づく貸付金でございます。

○委員長（黒沼俊幸君） 櫻井君。

○委員（櫻井一隆君） 非常に難しい問題で、この前も町が主催されて町民説明会なるものが行われましたが、どうも町側としては一生懸命説明しているのだけでも理解が賜らないと、理解していただけないというお話でした。それで、私たちも、町長の思いというものもある程度わかるし、理解はしているのですけれども、どうもそこがかみ合っていない一つの要因として、町長とも路上で立ち話したときに、こっちから提案してみたらどうだみたいな話もございましたけれども、この第三セクターの貸し付けというの、今後もまた審議に上ってくるのでしょうかね。臨時議会あるいは本会議でそういうことをこれからもやられるのですか。そういうことをお伺いしたいのですが。

○委員長（黒沼俊幸君） 副町長・森山君。

○副町長（森山 豊君） お答えいたします。

これまでさまざま議論をさせていただいておりますけれども、その経過の中で、今、この中では、第三セクターである公社に対する支援を行わなければ存亡の危機というのが目の前に迫っているということで、お話をさせていただきました。したがって、それらについては過去の経過も含めまして説明してまいりましたけれども、町が主体となって改善をすべきものというふうになれば、いろんな方法がありますけれども、その中で現在とれる最善の方法は、継続しながら維持をしていくということが最善と考えていますので、そのためには新たな貸し付けの条例を制定しなければならないということになりますので、今、現状を鑑みますと、委員がお尋ねのとおり、再度提案をさせていただくことを考えているところでございます。

○委員長（黒沼俊幸君） 櫻井君。

○委員（櫻井一隆君） これは町が金を出す方法を一生懸命考えると、こういう条例もあるからそれを使う、こっちでその条例がなくなったから新しい無利子の貸付条例をまた使ってみないと、これはそちらがいろいろ知恵を絞ってやられていることだから私に関与するところではないのですが、そもそも論からいくと、この標茶町観光開発公社なるものが一つの株式会社でございますので、取締役会の中において、自分たちがこの憩の家を預かって経営していくためにどのようなことをこれからやっていくのか、そういう取締役会できちっと内部で議論をされて、そしてこういう方向でやっていきたいから、町としてこういう条例がないのかあるのか、そういうことをやらないと、ただ町だけで一生懸命頭を抱えて、こんな1,000万円の無利子の条例なんて、全くこんなものは通るわけじゃないですよ。だから、もうちょっと公社として、経営者側として委託を受けているわけですから、町長も、標茶町観光開発公社というものを指名したわけですから、そこをきちっと理解をし、

残すためにそういう計画書を上げるのか、どういうふうに憩の家を守り立てていくのか、具体的なことを示していないと、ただ条例、条例、条例で攻めてこられたってかみ合わないのですよ。言っていることはわかりますよね。もうちょっと……、わからないか。わからなければいいのですけれども、わかっていたらと思って、余り深くやると、何かどこかから飛んできそうですけれども。

もう一つ、僕が質問したいものがあるのですが、次の話題に移ってよろしいでしょうか、委員長。

○委員長（黒沼俊幸君） はい。

○委員（櫻井一隆君） これは、平成28年度の標茶町の歳入歳出に係る主要な施策の成果、その他予算執行の実績報告書、これに基づいてのお話をさせていただきたいと思うのです。

ページ数で申し上げますと、12ページでございます。ここの中段、ちょっと上のところに地域バイオマス産業化支援事業、こういうことで90万円の予算に対して81万円の決算執行があったよと、ここの内容についてちょっとお伺いしたい。どんなことをやったのですか。

○委員長（黒沼俊幸君） 企画財政課長・高橋君。

○企画財政課長（高橋則義君） お答えをいたします。

81万円の決算内容ですが、施策の成果に書かれているとおり、この間、エコヴィレッジ推進協議会、これはJAさんや農家さん、関係法人、それから役場の組織も参画した中で調査、検討を進めてまいりました。それで、平成28年度につきましては、農林水産省に対して、バイオマス産業都市構想の計画を策定し、提出し、ヒアリングを受けた中で認定をいただいたという決算の成果でございます。

○委員長（黒沼俊幸君） 櫻井君。

○委員（櫻井一隆君） それで、認定をいただいたのが28年と、こういうことですが、29年、ことしについてのバイオマスに関するそういう会議というのは、今まで何回ぐらい開かれているのですか。関連でお聞きしたいのですが。

○委員長（黒沼俊幸君） 農林課長・村山君。

○農林課長（村山裕次君） お答えいたします。

エコヴィレッジの会議については、27年まで活動しております。それで、バイオマスに関する会議につきましては、この構想ができた後、この構想の中で一応アンケート調査の結果、希望されている地区が4地区ほどございまして、その中の中御卒別地区と、先日、虹別地区でバイオマスの会議を持っております。

○委員長（黒沼俊幸君） 櫻井君。

○委員（櫻井一隆君） 何回持ったのですか、その2地区はわかりましたけれども、回数ですね。

○委員長（黒沼俊幸君） 農林課長・村山君。

○農林課長（村山裕次君） それぞれ1回ずつです。

○委員長（黒沼俊幸君） 櫻井君。

○委員（櫻井一隆君） 1回ずつの会議をやったと。それはいつですか。

○委員長（黒沼俊幸君） 農林課長・村山君。

○農林課長（村山裕次君） 中御卒別地区の日にちはちょっと定かではないのですが、虹別については、先週の13日に開催しております。

○委員長（黒沼俊幸君） 櫻井君。

○委員（櫻井一隆君） 2つの地区が進もうというのか、話し合いだけで終わってしまうのか、これは今後を見ないとわからないわけですが、一応こういうことを国の認定を受けた以上、率先してやっていかんといけないのではないかなと、こう思うわけです。それで、片や経済団体、農協、片や行政で、どっちがイニシアチブをとるかということは別として、これは両軸でこの大事な事業を進めなければ、標茶の環境というものを、酪農環境を守っていけないのではないかと。そしてまた、早々に着工し、稼働させていかなければ、せっかく発電した電気そのもの自体が、今、39円ぐらいですかね、取引できるのは。それで、それがだんだんだんだん太陽光発電と同じように安くなっていく傾向にあるのではないかと思うのですよ。僕はそこを非常に心配するのです。同じ事業をやっても収益性が上がってこない、農家の負担あるいは町の負担がふえていく可能性がある。それはどうやって回避するかといったら、急いでやっていくと。農協でも町でもどちらでもいいですよ。僕としては、町が農協をリードして引っ張っていくぐらいの、そういう姿勢を示していただきたい。どっちが親分、子分ではなく、やっぱり両軸なのですけれども、どっちかという町がぐいぐいと引っ張っていくと、そういう姿勢を示していただきたいなと、こう切望するわけですが、町長はどのようにお考えでしょうかね。

○委員長（黒沼俊幸君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをしたいと思います。

町と農協が密接な連携のもとに進めていくということは、ご指摘のとおりだと思います。また、基本的には、これは経済行為の中の話でありますので、そこら辺については、行政としてどういった形が。ただ、議員もご理解をいただいていると思いますけれども、本町がバイオマスということを考えている一番大きな要因は、家畜ふん尿処理の問題であります。これについては、家畜ふん尿処理法案が成立して以降、農協さんと一緒になって、緊

急対策ということでありましたけれども、私はこれを議会の場でも何回も申し上げているように、それでは現状と、全て解決すると言える状況ではないと、それを解決する一つの手段として、このバイオマスという方法があるのではないのかなということでもあります。

したがって、売電という形になるのかどうかは別にして、これは買う側の考え方もありますので、いわゆるバイオマスで発電したものを北電さんなり新電力なりが全て買い取らなければいけないという法律にはなっておりませんので、先般も新聞等で、再生可能エネルギーの買い取りについては、いろいろ北電としての考え方も示されておりましたし、バイオマスについても、結局、送電線の容量の関係で買い取る、買い取らないということは北電さんが電力を安定供給するという中で判断されるということになっております。そういう意味で、非常に混乱性があるかと思えますけれども、いずれにしても、例えばそれを電気なり熱なりにかえていったときにどうやって使っていくのか等々については、私は慎重な検討が必要だと思っております。

一旦走り出しますと、これは後に戻れないものですがけれども、委員の指摘は急いでということでもありますけれども、急ぐ中にも慎重な、いわゆる将来どういうことになるのかも含めて検討しながら進めていかなければいけない、いずれにしても、本町が基幹産業酪農で進めていく上にとって最優先の課題はふん尿処理の適切処理であると、そのように考えておりますのでご理解をいただきたいと思えます。

○委員長（黒沼俊幸君） 櫻井君。

○委員（櫻井一隆君） 家畜ふん尿から出るのは消化液と言われる尿の部分というかな、それと、その消化液を得るためにガス化して出てくるのがガスなわけですから、それでタービンを回して動力として発電すると、その2つのものが出てくるわけです。それで、町長がおっしゃるように、大変消化液については、これは吸収性だとか、それから窒素、リン酸の関係だとか、吸収性もいいですから、いろいろ非常に有効だということもわかっております。

それで、以前、私と町長とのバイオマスの中でお話しになった町長の答弁では、バイオマスについては売電は無理かもしれないねと、FITは無理かもしれないけれども、町内の地産地消みたいな形がというお話もあったように聞いたのですが、そこらのお考えは今も変わらないですか。

○委員長（黒沼俊幸君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） 先ほどもそのようにお答えをしたつもりであります。

○委員長（黒沼俊幸君） 櫻井君。

○委員（櫻井一隆君） 繰り返し申します。慎重に慎重の上に敏速にこれを行って行って

いただきたいなと要望し、私の質問はこれで終わらせていただきたいと思います。

以上です。

○委員長（黒沼俊幸君） ほかにご質疑ございませんか。

渡邊君。

○委員（渡邊定之君）（発言席） 第1番目の質問といたしまして、生活環境、除雪関係について質問させていただきます。

以前にも、除雪対策について質問いたしましたが、私道が長く、自力での対応に苦労されている人たちに対しての直営委託業者による支援はできないのでしょうか。私の質問の後、検討された経緯はありますか、お伺いいたします。

○委員長（黒沼俊幸君） 建設課長・狩野君。

○建設課長（狩野克則君） 私道の除雪についてのご質問でございますが、私道につきましては、何回かこの議会の中でも答弁させていただいていますが、基本的には建設課が請け負っておりますのは町道の管理ということで、公道の除雪を基本に行っております。ただし、私道につきましては、当然条件がございます。例えば、福祉上で必要だと判断される場合は、高齢者等の除雪の部分では、住民課サイドでその部分を調査しまして、建設課のほうに、この部分の除雪をお願いするというところで相談がございます。ことしにつきましても、何件か既に状況としまして昨年と変わってきた状況、高齢者の単身でございますので、ことしの除雪をお願いしますと、そのようなことで既に何件かの部分では建設課のほうにも依頼が来ております。

以上でございます。

○委員長（黒沼俊幸君） 渡邊君。

○委員（渡邊定之君） 今、そういう意味では、福祉その他高齢者の皆さんのことについては対応可能というお答えだったというぐあいに思います。他町村の情報をお聞きいたしますと、何がしの受益者としての負担を考慮しながら除雪対策を実施している町村もあるようにお聞きしています。そういう意味では、そういう情報も収集しながら、今後検討していただきたいなというぐあいに思うのですけれども、いかがでしょうか。

○委員長（黒沼俊幸君） 建設課長・狩野君。

○建設課長（狩野克則君） お答えいたします。

他町村の情報については、私のほうでは認識がございませんが、個人的に町を通さないで業者に依頼する、そういったケースは恐らく本町の中でもあるというふうに思っております。

以上でございます。

○委員長（黒沼俊幸君） 渡邊君。

○委員（渡邊定之君） それでは、次の質問に移ります。

高齢者の介護予防等についての取り組みについてお伺いいたします。

高齢者の皆さんに対するさまざまな取り組みについて、それぞれ健康づくり運動指導員等、保健体育等の連携で健康づくりに努力され、それなりの成果が上がっているというぐあいに思います。そこで、この高齢者の人たちの要望を聞き、今後の対応を検討すべく、高齢者の意見を聞くことを実施された経緯はございますか。

○委員長（黒沼俊幸君） 保健福祉課長・伊藤君。

○保健福祉課長（伊藤順司君） お答えいたします。

介護予防に特化した件で、高齢者等に意見を聞いたという状況はないというふうに判断しております。

○委員長（黒沼俊幸君） 社会教育課長・伊藤君。

○社会教育課長（伊藤正明君） お答えいたします。

委員がご承知のとおり、各地域で自主的に立ち上げた高齢者の健康づくりのサークル等がございますが、年間を通して定期的に活動を行っており、そこに健康づくり運動指導員を派遣しているという状況にあります。また、そのほかにも地域の老人クラブ、それから地域会、女性部等にも要望があればそれに対する指導をしておりますが、特に高齢者団体の老人クラブにつきましても、それぞれ年間さまざまな活動の中の一コマとして、そういった体操のメニューを取り入れたいというようなご要望もありますので、そういったところには、その都度、随時指導員を派遣するという対応を行っております。

○委員長（黒沼俊幸君） 渡邊君。

○委員（渡邊定之君） その取り組みによって非常に充実した活動をされている団体もあるようですが、ここで私が質問で強調したいのは、そこに参加することのできない高齢者の方に対する支援ということで、交通手段の確保ということだと思っておりますね。健康づくりの活動にたまたま参加して、非常に楽しかったといいますか、次も行きたいという思いを持っておられる方がたくさんいるように、私も生でそのお話をお聞きしています。しかしながら、毎回毎回家族の者に送り迎えを頼むということに非常に心苦しさを感じて、これが誰にも遠慮なく、そういう手段が確保されたら、ぜひそういうところに参加して、皆さんとお会いして閉じこもりにならないようにしたいという思いを持っておられる方がたくさんいるというぐあいに思うのですね。そういう意味では、9月と……、今、標茶の町で、10月なのか、実施されている買い物バスといいますか、そういう実施をされていますが、そういう意味で、僻地の地域の中でも、こういう高齢者に対する交通手段の確保とい

う点でのお考えをお聞きしたいと思います。

○委員長（黒沼俊幸君） 保健福祉課長・伊藤君。

○保健福祉課長（伊藤順司君） お答えいたします。

ただいま委員からご指摘のありました件ですけれども、従前からそういったような意見は承っております。そこで、平成27年の11月17日から平成28年2月4日にかけて、こちらは高齢者の受診時の移動に関するアンケート調査ということで、これを実施しております。これにつきましては、アンケート調査を送付したり、持参して訪問したりということで、基本的には395名から回答を得ているところでございます。

この回答の中で、委員がご指摘のとおり、なかなか足が確保できなくていろんな行事に参加できないという意見もございました。ただ、28年度中に各老人クラブへの聞き取りも行っております。それで、このことを踏まえまして、やはり各地域における、地域から市街地のほうに路線バスを運行していますが、なかなか各地域において路線バスを拡大するということが、現状厳しいというようなことになっております。町内的にも、内部検討会議を開催した中で、そういったような結論を出しております。また、別な件で、市街地における方につきましても、例えば、桜方面から病院に行くのが大変だとか、そういったような意見もございます。

そういったような方々のために、今、運行しているようなバスが運行できないかというようなことで考えた中で、今ある路線バスとうまく連携できるような、市街地を巡回できるバスを検討してはどうかということになりまして、今回、10月16日から市街地巡回バスを試験的に運行しているところでございます。それで、今、この試験結果を検証しながら、今後どう取り組んでいくかということになって進めていきたいというふうに考えておりますが、基本的に今のところ、地域における、いわゆるコミュニティーバス等の部分につきましては、大きな課題だというふうに考えているところでございます。

○委員長（黒沼俊幸君） 渡邊君。

○委員（渡邊定之君） 今、市街地のことについてのお答えだったというぐあいに思います。しかし、こういう僻地でそういう生活をされているお年寄りをひきこもりとか、そういうことをやっぱりなくすためにも、僻地でのそういう運行についての検討もしていただきたいというぐあいに思います。家族の皆さんで乗り合わせといいますか、高齢者同士で乗り合わせ、免許を持っている方もおられるので、それは乗せてあげたいという気持ちはあるのですけれども、もしもそういう行為をしたことによって事故でも起こしたらということ家族から注意されて、乗り合わせということもためらっている仲間の皆さんもいるので、そういうことも踏まえて、この地域でのそういう人が一度でも多くそういう集まり

に出て、健康で長生きできる環境づくりに努力していただきたいというぐあいに思います。

○委員長（黒沼俊幸君） 保健福祉課長・伊藤君。

○保健福祉課長（伊藤順司君） お答えいたします。

現状考え得る、ほかの市町村等でも実施している、高齢者の足の確保等につきましては、例えばデマンドで行うバスの運行ですとか、あと有償ボランティアによる送迎ですとか、そういったような手法もあるように聞いておりますが、本町につきましては、まだそこまでの議論には至っていないというところであります。この部分につきましては、やっぱり経費の負担ですとか人員の確保、あとは車両の確保といったような物理的な部分が大きいのかなというふうに思っております。

それから、なお、高齢者の閉じこもりに関する部分につきましては、本町でやっています閉じこもり予防事業で、そちらのほうでそういったような方を洗い出ししながら対応していきたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○委員長（黒沼俊幸君） 渡邊君。

○委員（渡邊定之君） そういう意味では、少しでも早くこういう高齢者の皆さんの要望を聞き取り、実施していただくことを切に望みまして、私の質問を終わります。

○委員長（黒沼俊幸君） 休憩いたします。

休憩 午前 11時46分

再開 午後 0時59分

○委員長（黒沼俊幸君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかにご質疑ございませんか。

本多君。

○委員（本多耕平君）（発言席） では、私から4点について質問をいたします。

第1点であります。有害鳥獣駆除についてのご質問をいたします。

現農林業には、甚大な被害を与えているエゾシカ、さらにはカラス、キツネ等々がおります。その中では、ご案内のように標茶猟友会の協力を得ながら、その害獣処理には向かっているところでございます。28年度につきましては、お手元の資料にありますように、鹿については2,223頭、カラスについては872羽、キツネについては25頭、熊については6頭の捕獲がなされております。さらに鹿につきましては、一般狩猟を入れますとかなりの数が駆除されているということで、1次産業にとっては、この有害鳥獣駆除が非常に意義あるものというふうに考えております。ましてや、鹿につきましては、捕獲物についまし

ては今、有効利用を考えられ、さらには残滓処理の回収の目的で道の事業が進められておりますけれども、その事業の進捗状況をまずお聞かせ願いたいと思います。

○委員長（黒沼俊幸君） 農林課長・村山君。

○農林課長（村山裕次君） お答えいたします。

ご質問の現在行われているモデル事業の進捗状況ということでございますが、委員ご承知のとおり、昨年より北海道主体によりますエゾシカのモデル事業が厚岸と本町でとり行われております。具体的なちよつと頭数について資料を持ち合わせておりませんが、先日まで、ある意味、猟友会と協力を得ながら、実際にそのモデル事業の成果となります個体の処理をするべく、業者さんと一体になって狩猟の場に一緒についていただいているところです。先ほど言いましたが、実際に何頭、今、捕獲しているかという資料については、ただいま持ち合わせておりませんが、猟友会の協力を得ながら、現在、狩猟の場に一緒に同行してついていっているという状況でございます。

○委員長（黒沼俊幸君） 本多君。

○委員（本多耕平君） その数値わかりませんか。今の課長のお答え程度は、私ども現場でよく存じておるわけで、阿寒の業者とともに猟友会のハンターが駆除、さらには個体管理というような意味も兼ねまして、現地へ向かっていることは、私ども猟友会としても把握しておりますけれども、前段申し上げました、いわゆる事業のもう少し数字、例えば食肉にどのぐらい向いているとか、あるいはまた加工のほうにどのぐらい向いているとかというような数字、もし持ち合わせていなければ、後ほどで結構です、資料を提出願いたいと思います。それは後ほどで結構です、課長。

さらに、実は、鹿については、そのような有効活用というような意味も兼ねまして、いわゆる食肉にできるものはする、さらにはペット用のものにするというような仕分けをしながら業者との関連でやっていることは存じております。

もう一点、私がお聞きしたいことは、実は熊であります。熊が28年度は6頭捕獲されております。これは有害駆除ももちろんですけども、いわゆる実務隊の中で捕獲しているもの、さらには、わなを仕掛けてその中で捕獲しているものを含めて6頭でございます。ただ、これの処理の仕方でありまして、現段階では焼却ということが一応行政のほうでは主とされているようにも思いますが、ここで先般、猟友会の中でもいろいろと協議をいたしました。ここに後藤支部長がいらっしゃいますけれども、単なるその熊を焼却してしまうということは非常に、もっと利用価値を考えるべきではないのかと。猟友会でもいろいろと検討いたしましたけれども、行政のほうとして、いわゆる熊の処理です、どのようにお考えでしょうか。今、私、申しましたように、今までは焼却ということで、直ちに標

茶の焼却場のほうで焼却しておりますけれども、それを、熊を別な意味で何か有効活用ということを考えないのか、考えておられるのか、考えるつもりがないのかということをお聞きしたいと思います。

○委員長（黒沼俊幸君） 農林課長・村山君。

○農林課長（村山裕次君） お答えいたします。

熊の駆除した後の有効活用ということでご質問なのですが、過去には熊をとった時点で、例えば研究材料としての活用方法ということで大学等に送っていたという経過は聞いておりますが、今現在、熊の有効活用というか、具体的に部位をどうするかという部分については、検討しているような状態ではございません。

○委員長（黒沼俊幸君） 本多君。

○委員（本多耕平君） お答えのように、熊の例えば一頭全体を大学あるいはまた研究等へ送るということではなくて、今までは例えば顎の部分ですとか、毛を送るだとか、いわゆる部分的なものであって、一頭を全て焼却してしまうということについては、本当に確かに害獣ではありますけれども、やっぱり熊のとうとさというものを考えると、いま一度お考え願いたいのは、焼却というのは不経済であるでしょうし、有効活用ということをお考え願っていただきたいわけです。今、課長のお考えでは、現段階では焼却処分以外考えていないということですが、今はそうでしょう、今までは。しかし、これからの場合です。猟友会の方々が実務隊の中で害獣処理をするにしても、いわば確かに行政の中で保険は掛けていただいておりますけれども、しかし熊というのは猛獣でありまして、やはりハンターにとっても命がけで熊と立ち向かう、あるいはまた一般住民の生命等を守るという意味でも、私たち猟友会は、そういう町民の中での果たす役割というのは十分承知をしながらやっているわけで、その獲物を、皆さんご案内のように熊にはいろいろと部位があります。その中でも本当に有効に利用できるというものがあるわけです。ご案内のように、例えば熊の胃、胃袋でないです、胆のうですとか、あるいは熊の脂のあの効能というのは、我々ハンター以外にも、一般の方々でも素晴らしい有効なものだということは多分ご案内の方あると思うわけです。そういうことを考えれば、いま一度ぜひその有効利用をお考えいただきたい。

以前には、こういう話を出したときに、前課長いらっしゃいますけれども、その中でいろいろと話し合いましたけれども、実は実務隊というのは非常勤の半公務員であるというようなことから、いわゆるそういう人たちがとったものをお金にするということは、準公務員であってはならないのだ、したがって不平不満のないように、一律焼却処分をするというのが目的であったようでありまして、私たち猟友会は、撃ったハンターにくれ

と言っているのではないのです。猟友会にくれと言っているのではないのです。行政として、その一頭をもう少し有効活用する意味で、猟友会と話をするとか、何か方法はないかという、できればご相談をさせていただきたいと。相談をすれば、なしなしの熊の部位をどう利用するかというのを十分考える余地はあると思うのです。

もう一点、先ほど支部長とちょっとこのお話をいたしました。今年度29年度ですから28年度はちょっと関係ないから失礼いたしますけれども、今年度も久著呂で1頭捕獲されたようです。支部長のほうから、支部長が留守のときだったものですから、それを例えば剥製にするなら剥製にして、今回、塘路にできる博物館に寄附をするとか、そこに展示するとかというような手段もあったはずだけれども、あれも多分焼却したのではないかというような話がありました。そういう意味では、繰り返しますけれども、鹿についてはごもつとも、そのとおりで結構でございます。そのような方法でいきましょう。熊については、いま一度、再利用、有効活用ということをぜひ検討することをお約束願いたいが、いかがですか。

○委員長（黒沼俊幸君） 農林課長・村山君。

○農林課長（村山裕次君） お答えいたします。

焼却処分ということでありますが、委員ご承知のとおり、今、焼却炉も新しい施設になりまして、熊、鹿等が今の新しくできる施設で焼却が可能かという問題も出てくるかと思っておりますので、そういう絡みもございまして、今後どういう方向で処理をしていくのか等を含めまして、検討していきたいなというふうに思います。ただ、利用できる、できないというものを、猟の許可自体にそういうことが可能かというのをちょっと道等にもご相談しながら進めていきたいなというふうに考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

○委員長（黒沼俊幸君） 本多君。

○委員（本多耕平君） ここで町長、町長は自然ということではかなり通でありますし、自然保護ということに関しても持論をいろいろ持っておられるようです。そんな中で、私、今、課長にちょっと詰め寄ったのですけれども、熊の、いわゆる捕獲物の再利用、再利用と言ったら熊にはあれですけれども、捕獲した熊を単純に焼いてしまうということではなくて、そんな何十頭もとれるわけではないでしょうし、この熊がなかなか本町で共存ということは無理なわけです。害を与えた熊をとったわけですから、その熊はやはり有効にどのように町民のために使っていくかということ、ぜひ町としてもお考え願いたいということで課長に詰め寄ったわけですが、もしできれば町長のお考えをいただければと思います。

○委員長（黒沼俊幸君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをしたいと思います。

原則的な考え方としては、課長のほうからお話をしたと思いますけれども、委員がご指摘になった、やっぱり熊というのは非常に貴重な生物であると。ただ、私どもが安全・安心に暮らしていくために最低限駆除しなければいけない。その駆除した後、漢方等においては、熊のものというのはかなり貴重だということも、私かつて前の職場のときにそういったおつき合いもさせていただきました。肉とか、そういう形の供給についていうと、法的にどういうことになっているか、私ちょっと存じ上げていませんけれども、いずれにいたしましても1頭の熊から私どもが利用可能なものがどんなものがある、それをどうやって、法的な問題があってそれをどうクリアしていけばなるか等々については、せっかく駆除した熊ですから、何とか方法がないか等々については研究を進めてまいりたいと、そのように考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○委員長（黒沼俊幸君） 本多君。

○委員（本多耕平君） 本当に町としてのまとめが、町長の今ご答弁だったと思います。そんな意味では、またさらなる機会を得たときに、改めてお伺いするか、あるいはまた私からの質問の前に、町のほうから猟友会のほうに、熊の処理についてはどうするかというような、もしご相談をしていただければ幸いですと思いますので、この件についてはその配慮をお願いをしたいと、このように思います。

次に、地域間交流事業のことでありますけれども、「ちょっと暮らし物件の設置により、ショートステイから完全移住まで幅広い移住希望者の対応が可能となり、交流・移住人口の増加を通じた地域経済の活性化、本町の知名度」云々ということで、いわゆるお試しの成果についての評価がなされておるようであります。先般の議会でも、私、このお試し住宅についての件で質問いたしました。いま一度お聞きいたしますけれども、現在、どの地区に何個の施設があり、28年度の利用状況、そして、この成果に出ているような目的がどのように果たされているのかをまずお聞きしたいと、このように思います。

○委員長（黒沼俊幸君） 企画財政課長・高橋君。

○企画財政課長（高橋則義君） まず、設置戸数であります。標茶市街地、開発センターの裏側に1戸あります。それから、上茶安別地区、もとの教員住宅、旧上茶安別小中学校の教員住宅を活用したのが2棟ございます。

それから、28年度の実績であります。ちょっと住宅ごとというのがなかなかないのですが、22件の利用がありました。世帯の形態とかはそれぞれありますが……。22件の件数がありましたが、延べの数字については、ちょっと足し算しないと出ないのですが、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○委員長(黒沼俊幸君) 本多君。

○委員(本多耕平君) その利用状況は、今、説明いただきましたので、理解をいたしたいと思います。

それで、この文面の中にあります、いわゆる「交流」ですとか「移住人口の増加」「地域経済の活性化、本町の知名度・イメージ向上による観光PR効果等が図られた」と書かれています。その中で、特に永住的に希望されて入っている方が28年度にいたのか、いないのか、さらには、地域との交流がどのように図られていたのか、その成果をお聞きしたいと思います。

○委員長(黒沼俊幸君) 企画財政課長・高橋君。

○企画財政課長(高橋則義君) 移住の関係につきましては、あくまでも町のほうに相談あった方ということで捉えていただきたいと思います。28年度では5件の移住者がおりました。それから、地域との交流ということですが、具体的に町が主催して地域間の交流ということは特別ありませんが、このお試し暮らしについては、以前にもお話ししたとおり、商工会の青年部さんに主体的に扱っていただいておりますので、そういった青年部の方々の交流ですとか、あとお試し暮らしに来られた方が標茶町内に限らず、道東一帯、北見、帯広方面まで含めて、かなり自分たちで意欲的に、標茶を中心とした釧路地域がどういう実態なのかというのを積極的に回られて、満足されて帰っているということを把握しております。

○委員長(黒沼俊幸君) 本多君。

○委員(本多耕平君) なかなか今のご答弁ですと、自治体自身がいわゆる移住者、さらにはお試し暮らしという方々への積極的な取り組みと申しますか、体当たりするものが欠けているような実にご発言だったかなという気がいたします。その中で、私、先回の議会でも申し上げました。そのお試し住宅の場所でもありますけれども、これはここに書かれているように、本町の知名度をアップするとか、標茶のよさをアピールするとか、いわばここに住みたいという、標茶に住みたいというその居住地を求めて来るわけですから、やはりそれなりの場所あるいは施設の内容は十分検討すべきではないというときに、先般のお答えでは、設置場所については商工会青年部にお任せしてあるのだというようなご返答をいただきました。これでは、私、いけないのではないかと。1地区、上茶安別ということ指定するのは、私、本当に同じ地区にとって失礼な言い方かもしれませんけれども、偶然にも、あそこは上茶安別が閉校になって教員住宅があいたから、町住宅にして、そこをお試しの住宅にしたというような感じにしかとれないわけですね。

したがって、もしできることであるというよりも、このお試し住宅の設置の場所、あり方あるいは施設の内容、これをいま一度検討していただきたい。特に元消防の住宅、その住宅ですとか、上茶安別の2戸の町住宅のトイレはどうなっていますか、あるいはお風呂はどうなっていますか。例えば、今、住む、都心の方もいるようですし、若い人もいると思うのですけれども、少なくとも水洗トイレであるとか、その辺やはり文化的な、ある意味ではキャンプでないわけでありますから、そこに住みたいという町を見に来るわけですから、そこで住むわけですから、施設の内容をぜひ検討していただきたいわけですから、いかがでしょうか。

○委員長（黒沼俊幸君） 企画財政課長・高橋君。

○企画財政課長（高橋則義君） 先ほど説明が足りなかったのですが、来られる方については、商工青年部が主体となっておりますが、場合によってはうちの係の者も、土日においても町内の施設等の案内もしながら標茶町を紹介した上で入居いただいているということがありますので、決して行政がかかわらないということではありませんので、その辺についてはご理解いただきたいと思います。

それから、このお試し暮らし3戸につきましては、当時、商工青年部と十分打ち合わせした中で、たまたま教員住宅があきがあったということで活用させていただくということで利用させていただいておりますし、施設につきましては、標茶町内は当然水洗化になっていますし、上茶安別も簡易水洗で対応しておりますし、お試し暮らしで出られた方については、町のほうとしてもアンケートをとりまして、いろいろご不満な点等がありましたら、その後のこちらのほうの運営に当たっての参考とさせていただいておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○委員長（黒沼俊幸君） 本多君。

○委員（本多耕平君） ご理解のもとにご理解、ご理解なわけですから、私も理解せざるを得ないわけでありますけれども、では、現段階ではお試し住宅は、今、町内に3戸ございますが、これが過密でもって例えば今後近い将来にお試し住宅をどこかに再び設置する、施設を設けるというような、今、計画はございますか。

○委員長（黒沼俊幸君） 企画財政課長・高橋君。

○企画財政課長（高橋則義君） お試しということでスタートしておりまして、現在、3戸が適切だというふうに判断しておりますが、今後、必要性が生じた場合については商工青年部とも十分協議しながら検討してまいりたいと思います。

○委員長（黒沼俊幸君） 本多君。

○委員（本多耕平君） 目的に沿ってこの事業を、これはゴールなきことだと思いますけ

れども、ぜひ地域間交流事業の中でのこのお試し事業についての成功をお祈りしたいと、このように思います。

続いて、3点目でありますけれども……

(何事か言う声あり)

○委員（本多耕平君） 委員長、何も言ってくれないから。

○委員長（黒沼俊幸君） いやいや、本多さんにしゃべらそうと思ったのだけれども。

○委員（本多耕平君） ごめんなさい、いいです。

○委員長（黒沼俊幸君） そうしたら、ちょっと本多さん、待って。

農林課長・村山君。

○農林課長（村山裕次君） 先ほどの本多委員からのご質問にありましたモデル事業の実績ということなのですが、標茶町においては33回出動いたしまして、61頭の捕獲がございました。そのうち食肉として回ったのが18頭でございまして、ペットの餌というふうな使用が43頭というふうになっております。

○委員長（黒沼俊幸君） 本多君。

○委員（本多耕平君） それでは、続いて大麻の撲滅の問題であります。

某地域会でもって、地域に大麻が自生しているということがインターネットで出されて、そのことを知ったいろんなところからいろんな人々が、大麻を採取しているということが実は地域会で挙がりまして、ならば私たち地域会でもって、その大麻を撲滅あるいはとってしまおうという話が出たわけです。しかしながら、そのときに、この問題については行政とともに進めたほうがいいのではないかということになりまして、以来、本町としては、ことしも地域会の役員の方あるいはまた役場の方々、警察、さらには保健所、四、五十人の方々が某地域でもって年に1回、大麻の抜き取りをし、いわゆる薬物乱用についての防止というような意味も兼ねて、地域の安全性も兼ねながらそういう作業をしているわけでありまして、実は皆さんご案内のように、麻というのは戦前、戦中にその地域でも栽培されました。それがいまだにその種が残っているのではなくて、次から次へとやはり大きくなっては種を落とし、大きくなっては種を落としということで、これは今の採取方法では限りがないのではないかと。したがって、行政の指導として、この大麻の自生を撲滅するためにはどうすればいいのかと。例えば抜き取りの時期を考えると、さらにはまた春先に薬剤散布をして大麻を殺すとか、何らかの、いわゆる大麻を自生しているものを撲滅するために一考を私は要していただきたいと。年に1回ただ抜き取りを1年の行事的なことではやってるのであれば、これはイタチごっこであって、いつまでたっても大麻はやっぱりなくなるのではないかという気がいたすわけですが、これはどうか

な、住民課か保健のほうかな、お答えを願いたいと思いますが。

○委員長（黒沼俊幸君） 住民課長・松本君。

○住民課長（松本 修君） 大麻の駆除につきましては、過去に平成21年度か24年度までぐらいですか、道のほうで集中的にモデル地区を決めまして駆除に取りかかったことがありますけれども、その後、その補助事業も終わり、現在、年に1回、茶安別地区では21年からずっと今年まで継続的に駆除しております。その間いろいろ焼却する、抜き取りだけではなくて、除草剤の散布等を検討、いろいろ手法は出されましたけれども、現在まで抜き取りだけで終わっているところですが、その駆除につきましては、道の保健福祉部、保健所のほうとも協議しながら、どのようにしたら駆除につながっていくのかということを検討していきたいと考えております。

○委員長（黒沼俊幸君） 本多君。

○委員（本多耕平君） 行きたいということですか。それとも、道のほう、さらには関係機関と、今、協議中ということですか。これから協議をするということですか。

○委員長（黒沼俊幸君） 住民課長・松本君。

○住民課長（松本 修君） 大麻の駆除につきましては、管轄が保健所ということになっておりますので、町のほうも道の駆除に協力しながら、いかになくしていったらいいかということで協議を進めていきたいと考えております。

○委員長（黒沼俊幸君） 本多君。

○委員（本多耕平君） 課長、そこなのですよ。行政の縦割るか横割るか私はその辺のルールというものはよくわかりませんが、今、課長おっしゃった中では、大麻の問題については保健所が管轄だと、道がやっていることだと。したがって、標茶町としては協力をしていきたいのだという、極論すれば私は今そのようにお答えが聞こえたわけですが、それでは私、だめなのです。地域にとっては、やはり一日も早く大麻を撲滅させたいということが地域会にはあるわけですよ。今、課長は茶安別という言葉をおっしゃいましたが、私は地域は申しませんが、これはやっぱり地域住民にとっては非常に危険なものなのです。地域の者が利用するしない云々は別にして、今は麻をいろいろ何か有効活用という意味で別な産業という話もございしますが、現段階では茶安別に自生しているものは、一日も早く撲滅したいというのが地域会の悩みであります。思いであります。したがって、少なくとも今やっている年に一遍の抜き取りをもう少し、実がつく前に早くするとか、何らかのやっぱり方法を、協力するのではなくて行政みずからがやはり保健所なり地域をリードするような対策、施策を考えていただきたいと思いますが、再度お答えを願いたいと思います。

○委員長（黒沼俊幸君） 住民課長・松本君。

○住民課長（松本 修君） お答えいたします。

ちょっと私、地域名を出してしまって申しわけなかったのですが、これから積極的に駆除をするために努力していきたいと思っておりますけれども、できたら今後、全町的には50カ所ぐらいの自生しているところの確認されております。その中で一気に全部というのはなかなか困難かと思っておりますので、地域を決めて取り組んでいきたいと考えております。

○委員長（黒沼俊幸君） 本多君。

○委員（本多耕平君） 再度取り組みを強化することを、極力私のほうからもお願いをしておきたい、このように思います。

最後に、育成牧場のほうにお伺いをちょっといたしたいと思っております。

28年度のいろいろと決算状況を見させていただきました。かなり場長初め係の者たちの努力が認められている数字が出ております。特に哺育事業につきましては、私、3月の定例会でもお話しいたしましたが、28年度の実績が延べ頭数で16万9,000頭という数字が出ておりました。これは1日平均にすると、計算が間違っていなければですが、約400頭強の哺育がなされているということですが、不幸にも28年度の秋から29年度の春にかけて、いろいろな問題というよりも傷病事故があつて、場長もいろいろと苦勞なさったと思っておりますけれども、実は3月に私も早い段階で育成牧場のほうへ見に行きました。そのときに哺育事業が、本当にこれがもうマックスを超えているのではないかという気がいたしました。といいますのは、いわゆる管理舎が過密というよりも、非常に問題があるというような私は気がいたしました。

それを踏まえて、場長にお聞きしたいのでありますけれども、28年度の中にも書かれていますけれども、施設の改修ですとか機械の更新とかいろいろ書いてありますけれども、今、農業バブルと言われるぐらい育成牛、いわゆる肉牛の価格が非常に高うございます。といいますことは、原点である哺育ということが一番問題であります。哺育が基礎であります。そういう中で育成牧場の果たしている役割は大きいわけではありますけれども、現状、28年度の16万9,000頭を基本としたときに、いわゆる管理施設の強化というのはしなくていいのでしょうか。今の状態でこの現況を保っていけるのか、まずお聞きしたいと思います。

○委員長（黒沼俊幸君） 育成牧場長・類瀬君。

○育成牧場長（類瀬光信君） お答えいたします。

哺育事業の受け入れ頭数、委員おっしゃるとおり昨年度16万9,000頭で、ことしもそれと同等か若干増という、今年度もそういう予想をしております。

哺育施設に関しましては、現状ではやはりかなり手狭になっていて、現実的に場内の乾燥庫であるとか、それから農具庫であるとか、そういったところを改修しながら、現在、飼養管理に当たっておりますので、こういった分を、全町的なそういった哺育事業への期待とか、それから今後、乳牛の飼養頭数がどうなっていくかということを考えますと、現状のままではやはり少し不足であると、そういう認識でさまざまな手当てを行って補うという、そういう形をとっています。

○委員長（黒沼俊幸君） 本多君。

○委員（本多耕平君） 場長、施設の手狭ということと、いわゆる過密飼育ということは、私は意味がちょっと違うと思うのです。一時的な手狭であれば、いいわけでありませけれども、現況、今の場長のお答えでは、昨年同期といいますか、昨年同等あるいは同等を超えるものを今飼育しているといいますと、これはやはりもう過密状態でありますよ。これを回避するために、今、場長おっしゃったように、古くなっている農機具ですとか倉庫を改修しながらその過密を防いでいる、手狭という、基本的なやっぱり改良、改善をしなければ、いわゆる応急処置では、私、いけないと思うのです。ぜひ恒久的な解決といいますか、計画を立てて、哺育事業につきましては基本でありますから、ぜひその点を、29年度は間もなく終わりますね、できれば30年度のヒアリングにでも出していただいて、いわゆる施設の整備というもの、いま一度全体的な中での哺育事業から始まることの中ででのやっぱり整備というものを、ご検討していただきたい。もしいただければ、次の機会にご答弁をいただきたいと、このように思います。

さらに、29年の早くですか、いわゆる28年度中に地下熱を利用した空調整備をやっておりますけれども、多分これは道事業だったはずですね。違ったかな。やっぱり地下熱ですから、自然の再利用ということになりましょう。そんな意味では、空調施設の効果はどのようになったのか、さらには、もしよければ今後続けていくのか、あるいは費用対効果でもってこれは無理なのか、独自のやっぱり育成牧場としての考え方をちょっとお聞きしたいのですが。

○委員長（黒沼俊幸君） 育成牧場長・類瀬君。

○育成牧場長（類瀬光信君） 前段の施設の過密に関しましては、町内生産者団体において哺育・育成施設を検討するという、そういったことが公表されておりますし、先般、町内の頭数の多い地域の方々に農業者による哺育・育成センターの設立を考えている、計画しようかどうか考えているというようなことも伺いましたので、町内全体で乳牛をどうやって育てていくかという、そういったグランドデザインをどうするかということが明確になってきましたら、またそれに従って私どもも施設をどうするかということを具体的に考

えなければいけないのではないかなと、その点に関してはそのように思っています。

2点目の地中熱の応用の冷暖房の設備についてですが、昨年未までの事故多発を受けて、その前から計画されていましたが、地中熱を利用した、冬は暖房、夏は冷房、その設備を整えました。その結果、ほかの体制を変更したこともあるのですが、1月から3月まで250頭の哺育牛を受け入れて、そのうち肺炎等で亡くなった牛というのは9頭であります。その間、並行してヒートポンプを応用した冷暖房の実証実験というの、別の牛舎で行っておりまして、そういったものが両方稼働した状態で4月から9月末までの間に、季節もいいこともあるのですが、550頭を受け入れて、そういった事故に関しては5頭というふうになっておりますので、そういった数値の点からいうと、明らかに効果が見られていると思えますが、ただ、地中熱に関しましては、1牛舎当たり1,900万円を超える経費がかかるものでありますし、ヒートポンプに関していうと、初期投資はその10分の1以下であると、それで同等の効果が出ると。ただ、ランニングコストについては1年間使ってみて検証しなければいけないということで、今なおそういったことの検証を進めているという状況でございますので、ご理解いただければと思います。

○委員長（黒沼俊幸君） 本多君。

○委員（本多耕平君） ちょっと前へ戻りますけれども、施設の修繕計画ですけれども、民間投資も考えていくというように、ちょっと私、理解したのですけれども、哺育事業については官民の中で運営をしていきたいということなのか、長くならないように簡単をお願いします。

○委員長（黒沼俊幸君） 育成牧場長・類瀬君。

○育成牧場長（類瀬光信君） 先ほどお話ししました点というのは、農協、生産者団体における分というのは、それは生産者団体での計画の部分であります。もう一点、地域の中でというお話をしたのは、地域の農業者が出資して自分たちで運営するそういう哺育・育成センターというものを今考えていると、そういったことでございますので、ご理解いただきたいと思えます。

○委員長（黒沼俊幸君） 本多君。

○委員（本多耕平君） わかりました。ごめんなさい、長くなりました。

続いて、綿羊の供給頭数が減少しているのが数値で明らかであります。これの要因と、場長の思っておられる、あるいはまた今までの答弁の中でなされていた綿羊の頭数とはだんだん大きく差が出てきているかなという気がいたしますが、今後の綿羊に対しての実績をどのように出していくのかというお考えを簡単にさせていただきたい。

もう一点、続けてです。多和平は、いわゆる観光物産展示施設もあります。さらにまた

キャンプ利用にも年間673人の利用があるというふうに報告されております。したがって、これも私、さきの議会でお話いたしましたけれども、育成牧場と多和平という、いわゆる標茶の観光施設ですね、これをどのように行政の中で連携を持って、標茶の多和平、そして標茶の育成牧場というものを名実ともに名を出していくのかという、その今までのつながりをまずお聞きしておきたいと思っております。

この2点、最後にお伺いいたします。

○委員長（黒沼俊幸君） 育成牧場長・類瀬君。

○育成牧場長（類瀬光信君） お答えいたします。

まず、綿羊の件ですけれども、全体の飼養頭数、委員ご指摘のとおり横ばいの状態であります。ただ、出荷頭数に関しましては、前年度から雌の出産が多くなっておりますので、その分、繁殖用に残して、その分で出荷頭数が減っているということがあります。そういった自然の摂理に任せた状態で繁殖を行ってきておりますので、その分、来年度についてはまた出産頭数がふえますし、古い綿羊の淘汰とあわせてもふえていくという、そういう状況にはなると思いますが、いかんせん牛と違って雌雄判別とかそういった技術導入されておりませんし、季節繁殖そのものでありますので、そういった点、胸を張ってお約束できないわけですが、徐々にふえていくということは間違いないと考えています。

それから、2点目の観光の分野と育成牧場の連携ということですが、公共牧場の多面的な役割として観光であるとか福祉であるとか、そういったことにこれまでもかかわってきておりますし、これからもかかわっていくわけですが、例えば展望台ですとかキャンプ場ですとかも含めて、私どもが果たすべき役割というのは、訪れる多くの方が求めている北海道らしい風景、牧場らしい風景、そういったことを環境面から維持していくと、しっかりと畑を管理して、しっかりと牛を管理して、皆さんの目を楽しませるところがまず第一であると思っておりますので、今後もその点に軸足を置きながら観光の分野にはかかわっていきたいと考えています。

○委員長（黒沼俊幸君） 企画財政課長・高橋君。

○企画財政課長（高橋則義君） 基本は育成牧場が基本だと思いますが、景観のよい展望台、キャンプ場を含めて、うちの観光施設の中では主力だというふうに考えておりますし、今後とも牧場と共存しながら観光施設の維持管理に努めてまいりたいと考えております。

○委員長（黒沼俊幸君） 本多君。

○委員（本多耕平君） 長くなりましたわけですけれども、先ほど場長と、今、財政課長がおっしゃったように、育成牧場というのは1次産業にとってのなくてはならない、いわゆる事業としての、行政としてのサポート役でもありましょう。さらには、観光の施設、

さらには先般、同僚渡邊議員が質問していましたけれども、いわゆる福祉という面での果たす役割も多うございます。そんな意味では、さらなる育成牧場の経営にはご努力を願ひ、私の質問を終わります。

○委員長（黒沼俊幸君） ほかに質疑ございませんか。

深見君。

○委員（深見 迪君）（発言席） 質疑の中で、昨日の国保会計の収入未済について質疑しました。86%というのは決して高い収納率とは言えないというふうに思いましたので、質問したわけなのですが、これが本年度法定外繰り入れを解消するということになりましたので、今後どのようなようになるのか、危惧を持ってのあわせて質問でありました。

これが、きのうの夕方の共同通信の報道を見ましたら、厚生労働省が突然、方針の転換を出しましたよね。法定外繰り入れの解消という、広範囲、言ってみれば町立を道立にしていくという、そういう内容の柱の一つとして法定外繰り入れの解消だということで、町とも理事者の方とも随分議論したわけですが、これが突然転換すると、やめるという方針が発表されました。きのうのことですから、きのうの夕方。以前から私も指摘して再三要求していたことが反映された内容であったのかなと。中身を見ましたら、きょうの新聞でも報道されていますよね。高齢や低所得者、低所得の加入者が多い国保は構造的な赤字と言っていますね。構造的な赤字が続いており、2015年度の赤字は全国で総額約2,800億円だと。それに対して、保険料の伸びを抑えるため、来年度約1,700億円を投じるなんていうことが書いてありますけれども、これは全面的に方針の転換ということではないわけですが、厚労省の方針の転換の内容については自治体向けの説明会などで示したというふうに報道されているのですよ。これ、そのような通知、連絡、説明等が役場のほうにあったのでしょうか。まず、その点をお聞きしたいと思います。

○委員長（黒沼俊幸君） 住民課長・松本君。

○住民課長（松本 修君） 今、委員から説明ありましたがけれども、大きな方向を転換したという、ちょっと新聞を見ていないのでわからないのですが、以前、今年度の税の協議の中で一般会計の繰り入れについてはなくすということで、標茶町の場合、年間1,000万円ずつ解消して行って、35年にはゼロということで取り組んだわけですが、その時点では、制度の改正によって一般会計の繰り入れをしているところについては、年度の激変緩和の措置の上限というのは示されていなかったのですけれども、その後、一般会計の繰り入れをしているところについても、制度の改正で年間納付金上がる範囲については2%以内におさめるように、そのふえる部分については財政措置をとるか、激変緩和を図るということで、その時点では標茶町は一般会計からの繰り入れだったので、その支

援は受けられないということだったのですけれども、道のほうからその後の全国のあれで、年間の一般会計からの繰り入れしている市町村についても、赤字解消計画については年間2%ずつ上げていくという、上限幅を2%ということで設定して計画を組んでいただきたいということは、先日の解消計画ということでの文書の中では書いております。

○委員長（黒沼俊幸君） 深見君。

○委員（深見 迪君） いや、それが大転換されたということなのですよ、きのうの報道では。まさに標茶町のように保険料上昇を懸念して、税で穴埋めを容認するというふうに厚労省が方針を転換しましたというような、私は共同通信の報道しか見ていませんからわかりませんが、いふことで、そういうことについて私の質問は、中身の検討ではなくて、そういうことが厚労省が自治体に説明したと言っていますから、そういう説明があったのか、来たのかということを知っているわけです。

○委員長（黒沼俊幸君） 住民課長・松本君。

○住民課長（松本 修君） 月についてはちょっと覚えていないのですが、8月か9月に札幌で開かれました市町村への説明会では、その一般会計の繰り入れについては、解消するについては年間上限を2%ということで設定していただきたいということで説明は受けております。

○委員長（黒沼俊幸君） 税務課長・武山君。

○税務課長（武山正浩君） 国保税につきましては、今年度税率改正をさせていただいたときに全員協議会の中でもお話をさせていただきましたが、道からの説明では当初は赤字補填、法定外繰り入れについては解消を目指せということで我々も進んできたわけです。それで、今回の税率改正に至った経過としては、不足分を全ていきなり税に求めると受益者負担が大きくなるということで、今年度1年前倒しで取りかからせていただいて、7年間で一応赤字解消を目指そうということでご説明し、皆様のご了解も得たと思います。ですから、今年度上げましたけれども、当然必要な保険税額には足りないわけで、その部分については当然町長の考えもあって、一応法定外繰り入れをして保険税を賄っていくということで話は進めていったわけです。

今、委員ご指摘の新聞報道等を見ると、一般会計の税金で国保の赤字を穴埋めする措置を当面容認する姿勢に転じたということに記載されておりますし、あわせて繰り入れを計画的に減らす姿勢に変わりはないと。ただ、保険料の急激な上昇は望ましくないので、自治体に緩和策を講じるよう要請しているというようなことも書いてございますので、これらについて今までは赤字解消、法定外繰り入れは早急に是正しなさいということでございましたが、まだ具体的に国を通じて道から、先ほど住民課長も説明しましたが、これらに

ついでに具体的な指導といいますか、通知はまだ来ておりませんので、それを見た段階で改めて考えていきたいとは思いますが、町としての姿勢は、今年度税率改正のときに皆さんにご説明申し上げた考えを一応基本に考えていくということでは、今のところは変わりはないと思いますので、ご理解をいただきたいというふうに考えております。

○委員長（黒沼俊幸君） 深見君。

○委員（深見 迪君） 結論から先に言われたような気がするのですが、これ方針の転換、私が聞いているのは、では自治体への説明は具体的にこのことに関しては来ていないということなのですか。

共同通信の報道によれば、これは厚労省の説明なのですが、一般会計による国保の赤字穴埋めは住民から広く集めた税金を国保加入者だけのために使う形であるから、厚労省は好ましくないとして計画的に解消すべきだと今まで言ってきたけれども、保険料の変化を試算すると、うちみたいに、標茶町みたいに急激な上昇を招くケースがあったことから、加入者の反発を懸念して今までの法定外の繰り入れの継続を選択肢として示したと。これを自治体向けの説明会などで行いましたという報道なのです。今のところ、自治体に対してはそういう説明は来ていないということなのですか。

○委員長（黒沼俊幸君） 税務課長・武山君。

○税務課長（武山正浩君） 私どものほうではそのような通知のほうは確認はしていませんが、この今回の都道府県化についての動きというのは、納付金、今まで保険者が市町村であったために市町村での運営に対する保険税という考えでいたのが、今度、都道府県化になることによって、納付金という形でその都道府県に市町村が納めるとするか、保険税相当額を納付していくという姿勢に改められるということで、法定外繰り入れ等については是正するよということによって言ってきた部分があって、30年度からその取り組みがされるわけなのですが、その納付金、もし足りない部分について真っすぐに税率の改正に求めた場合、やはり住民負担はとんでもない金額になってくる部分もありますので、それらについて、いきなりやるのではなく、住民負担が過度にならないような形で市町村で考えて、足りない分についての法定外繰り入れは認めるということの扱いであるというふうに私どものほうは理解しておりますので、それで、今年度の部分に、標茶町の部分でいきますと、ご説明したときには約7,000万円解消するためには上げていかなければならないのだけれども、7,000万円いきなり上げられないので、7年間で1,000万円ずつ上げさせてほしいと。その足りない分については繰り入れで対応させていただきたいというようなご説明で進んできているわけですから、いきなり全部繰り入れを解消するというか、なくすというわけではなくて、やはり保険税で賄えない部分については納めていかなければなら

い金額はありますから、それらについては繰入金で対応していかなければならない部分が出ると。その部分について急激に上げられないのであれば、それはいたし方ないということで、厚労省も一応その部分については認めるということになったのではないかなというふうに推測しているわけなのですが、まだその現物を見ているわけではないので、実際にどういった取り扱いになるかというのは、今ここで委員からご質問されても、明確にこうですというのは答えられないという部分では、ちょっとご理解をいただきたいというふうに思います。

○委員長（黒沼俊幸君） 深見君。

○委員（深見 迪君） 今ここで答えられないという答えを聞いたかったですね。

前回、私が一般質問でこの問題を取り上げたときに、今、課長がおっしゃったように、激変緩和の手法について、今、私は論じているわけではなくて、厚生労働省が法定外繰り入れの解消というのを道も柱に据えているから、こういう方針で臨むのだということと言ったわけです。それが転換されると、厚生労働省の方針が転換されたという、私はそういう報道だというふうにとったのです。だって、新聞報道でも「保険料上昇を懸念」「税金穴埋め容認」「厚労省転換」と、見出しがそうなっているわけですから、明らかに法定外繰り入れの解消という問題については厚労省はその方針を転換すると。形はいろいろあるかもしれませんが、転換するというのを突然きのうの夕方発表したのです。これについては今後また議論したいと思えますけれども、もし自治体のほうに説明があったら、ぜひ早目に知らせていただきたいというふうに思います。国保の関係はこれで。

それからもう一つ、これもちょっと直接標茶にかかわることで、とんでもない話を厚労省がしているのですけれども、この実績報告書の4ページにも「介護サービス事業につきましては、利用者が安心して生き生きと日常生活が送れるよう、質の高いサービスの提供」、これを行うというふうに書いてあるのですね。私は、いろいろ問題や課題はあったにせよ、標茶の介護サービス事業というのは進んでいるというふうに評価しているのです。

ところが、事もあろうに厚労省はとんでもない話を、データを全国に発表したのですよ。社会保障審議会介護給付費分科会、これは厚労省の諮問機関ですが、厚労省が提出した訪問介護の生活援助、洗濯とか掃除とか食事介助とか食事づくりとか、そういう生活援助を多数回、多く利用するという、これを問題視する調査資料が明らかになったのですね。この厚労省の調査について標茶町にこういう調査をしますよと、資料を出しなさいとかという何らかの問い合わせがあったのかどうなのか、まず伺いたいと思います。

○委員長（黒沼俊幸君） 保健福祉課長・伊藤君。

○保健福祉課長（伊藤順司君） お答えいたします。

具体的に事前にそういった調査を受けたということはありません。

○委員長（黒沼俊幸君） 深見君。

○委員（深見 迪君） それで、この厚労省の出した資料を見ると、標茶町を名指して、まるで全国で一番悪い例として挙げられているかのように書かれているのですね。これはもうそちらのほうで調べてわかっているかなと思うのですが、こういう書き出しですよ。簡単に言えば、要約して言えば、厚労省では、平成28年9月における生活援助のみの1人当たりの利用回数、利用者さんの利用回数を調査したところ、平均で月9回程度であったと。しかし、月31回以上の利用者は全国で6,626人に上り、中には月100回を超えて利用されているケースも認められたと。あたかも利用回数が多い人は、多いことが悪いかのようない言い方をここではしているのですよ。これはどういうふうに捉えていますか。

○委員長（黒沼俊幸君） 保健福祉課長・伊藤君。

○保健福祉課長（伊藤順司君） お答えいたします。

ただいま委員からご指摘の件でございますが、経過としましては、この公表された資料ですけれども、財務省は平成29年度予算執行調査ということで、平成29年6月27日に公表されています。出典元は厚生労働省の介護保険統合データベース平成28年9月サービス実施10月実施分ということで、特に独自に各自治体に対して調査を行ったということではなくて、通常こちらからデータベース化されているものを厚生労働省が把握しているという中で、こういったような事例が見つかったというか、なったという状況だと思っております。

たまたまこの1人当たりと言いますけれども、今回は本町でははっきり申しまして1人と、1人がこの回数、月101回を利用しているということで、単純に回数だけで述べられるということはちょっと不信感を持っているというところでございます。

○委員長（黒沼俊幸君） 深見君。

○委員（深見 迪君） 私は、こういう調査というのは、本当に大問題だと思うのですね。これ厚労省の出した、みんなには幸か不幸か見えないのですが、表が書かれてあって、北海道標茶町、要介護度3と書いてあって、101回と。これはトップですよ。全国的に利用回数のトップが、標茶町の要介護度3の方がトップですよ。言い換えれば、とんでもない回数を利用しているということで、この回数をもっと減らさなければならないと。それは当然6,600億円自然増の福祉予算を1,300億円も減らすという方針ですから、しゃにむにこの回数は減らさなければならないということなのですから、これを課長が見て、この101回という標茶町の要介護度3の個人が特定されたらまずいので、その辺は考慮しながら、配慮しながら答えていただきたいのですが、これは無理な回数なのですか。どう

いう実態なのですか。

○委員長（黒沼俊幸君） 保健福祉課長・伊藤君。

○保健福祉課長（伊藤順司君） お答えいたします。

例えばの話になると申しわけないのですけれども、例えば単身の高齢者が要介護3ということは、かなり生活支援の面でサポートが必要だというふうに認識しているところがございますが、仮に1日3回食事ごとの支援、それから服薬の支援等を鑑みると、これだけで最低でも月90回の回数になるというふうに思います。このほかにその他の家事援助等が入れば、おのずとこの程度の回数になるというふうには思っておりまして、ただ、ああいう制度上可能な部分で対応している部分で、決して間違ったサービス提供とは思っていませんので、ご理解いただきたいと思います。

○委員長（黒沼俊幸君） 深見君。

○委員（深見 迪君） 私もそう思うのですよ。だけれども、この厚労省の調査資料というのは、月平均で言えば、9回が平均の回数なのだと。それを30回もやっているところが6,600人もいます。中でも100回を超える人までいるというような書き方。そして、それだけでなく、この資料に北海道標茶町が101回と、この人のことが、こういう非人道的なといいますか、本当に正しくないやり方で社会保障費を減らそうとしているというのが、ありありと見えるのですね。そして、今聞いたとおり、いや、これなら仕方ないねと言えるような内容であれば、こんな資料を出さないと思うのですよ。だけれども、厚労省からちゃんと聞いていないわけでしょう。一体どうなのだと、101回月利用しているのは、どうなのだ。ああ、それなら仕方ないねと、今、僕は思うわけなのですけれども、そういうことも調べないで、調査もしないで、当たりもしないで、北海道標茶町101回と、トップに躍り出たこういう調査資料をみんなに配って、これを何とかしなければならぬような、そういう介護サービスのあり方、本当に介護サービスは、今、危機に瀕しているなど。それに対して、本当に必死になって必要なものには必要なサービスを何とか、私は今でもまだまだ足りないなというところがいっぱいありますけれども、国の制度だから制限があって仕方ない部分もあるのですけれども、必要な人には必要なサービスをとという標茶町の努力というのは、そういう意味では評価します。まさか、これが出たからといって、そのサービスを削るなんていうことはないですよ。

○委員長（黒沼俊幸君） 保健福祉課長・伊藤君。

○保健福祉課長（伊藤順司君） お答えいたします。

町担当としましては、委員ご指摘のとおり、今こういったような報道がされたからやめるといような考えはございませんし、今現在、サービス提供されている事業所につきま

しても、そういった指導は行わないというふうに考えておりますが、ただ、今後この方の生活状況によってはどうなるのかというところははっきり断言できませんけれども、今のこの状況が続いたとしても、サービスを削減するという考えは今のところございませんので、ご理解いただきたいと思っております。

○委員長（黒沼俊幸君） 深見君。

○委員（深見 迪君） もともと介護保険制度というのは、介護というのは、その人の自立を目指すことが目標でありますから、101回が90回になり、80回になり、余りそういう介護は必要ないですよ。1食ぐらいは自分でつくれますよというぐらいまでなると、それは介護の制度の目的でもあるというふうに私は思っていますから、課長が言ったように、その人の状況によって回数が変わるということは当然あると思うのです。

最後に、今まで言ったことをきちっと文章にしてまとめて質問しますと、こういうことです。必要な利用者に必要なサービスを提供することは介護保険制度の大前提であると考えますけれども、町としては今後もその姿勢で取り組むと考えてよろしいでしょうか。どうですか。

○委員長（黒沼俊幸君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） 基本的な考え方については、課長のほうからご答弁をさせていただいておりますけれども、私のほうから、ぜひ委員にご理解をいただきたいのは、新聞報道、マスコミ報道というのは、全てを報道しているわけではないわけでありまして、だから、私どもの思いとかがあったとしても、それが正確に伝わっているかどうか等々については、これはそういう限られた紙面の中で制約の中でされているということでありまして、だから、ただいま委員がおっしゃったような意向で書かれたものかどうかどうなのか、私もそれを読みましたが、この新聞に標茶が日本一と出ることは、私、多分今まで初めてだと思ったので、実際に担当のほうにいろいろと話を聞いて、実態として必要なものを必要なルールにのっとってやったということでありまして、それについてはそれでいいのではないのかなということなんです。

ただ、これからも介護の考え方については私は変わっておりませんが、ただ、やはり福祉施策を充実させていくためには、どうしても財源というものが必要になってくるわけでありまして、その負担をどこに求めるかということについては、これまでも委員とこの場でいろいろご議論をさせてもらった経過もあります。だから、そういったことも含めて、あの数字を見て本当に標茶が、例えば必要でないものを行っているのか、いや、これだけ手厚い対応をしてくれているのかと理解をしていただけるのか、これはやはり町民の皆さんが判断をすることではないのかなと思っております。

ただ、いかんせん、そういった対応をやはりできるだけ濃密にしていこうとすると、どうしてもコストがかかる、その負担のあり方ということも同時に考えていかなければいけないということもぜひご理解をいただいた上で、私どもとしては基本的な考え方としては、やはり町民にこの町に住んでよかったと思えるようなまちづくりに取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○委員長（黒沼俊幸君） 深見君。

○委員（深見 迪君） いろいろ財源に云々という話もされましたけれども、町としては今後もそういう姿勢で取り組むと考えてよいかということについて、そのように取り組むとさっき課長が姿勢を示したということでもいいのだと思うのですが、さっきいろんな報道と言いましたけれども、これ違いますから。総括調査票といって省庁名は厚生労働省で厚生労働省が出した文書ですから、公表した文書ですから、それだけはつけ加えて質問を終わりたいというふうに思います。

○委員長（黒沼俊幸君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（黒沼俊幸君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（黒沼俊幸君） 討論はないものと認めます。

これより認定第1号から認定第7号まで認定7案一括して採決いたします。

お諮りいたします。認定7案は、いずれも認定すべきものと決定してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（黒沼俊幸君） ご異議ないものと認めます。

よって、認定第1号から認定第7号まで、いずれも認定すべきものと決定いたしました。

◎閉会の宣告

○委員長（黒沼俊幸君） 以上で本委員会に付託を受けました認定7案の審査は終了いたしました。

これをもって平成28年度標茶町各会計決算審査特別委員会を閉会いたします。

（午後 2時15分）

以上会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

委 員 長 黒 沼 俊 幸